

# **平成27年度 第3回 倉敷市環境審議会**

日時 平成27年11月6日(金)9:30~11:30

場所 倉敷市役所本庁舎 207会議室

1 開会・あいさつ

2 議事

【継続審議】次期倉敷市緑の基本計画について

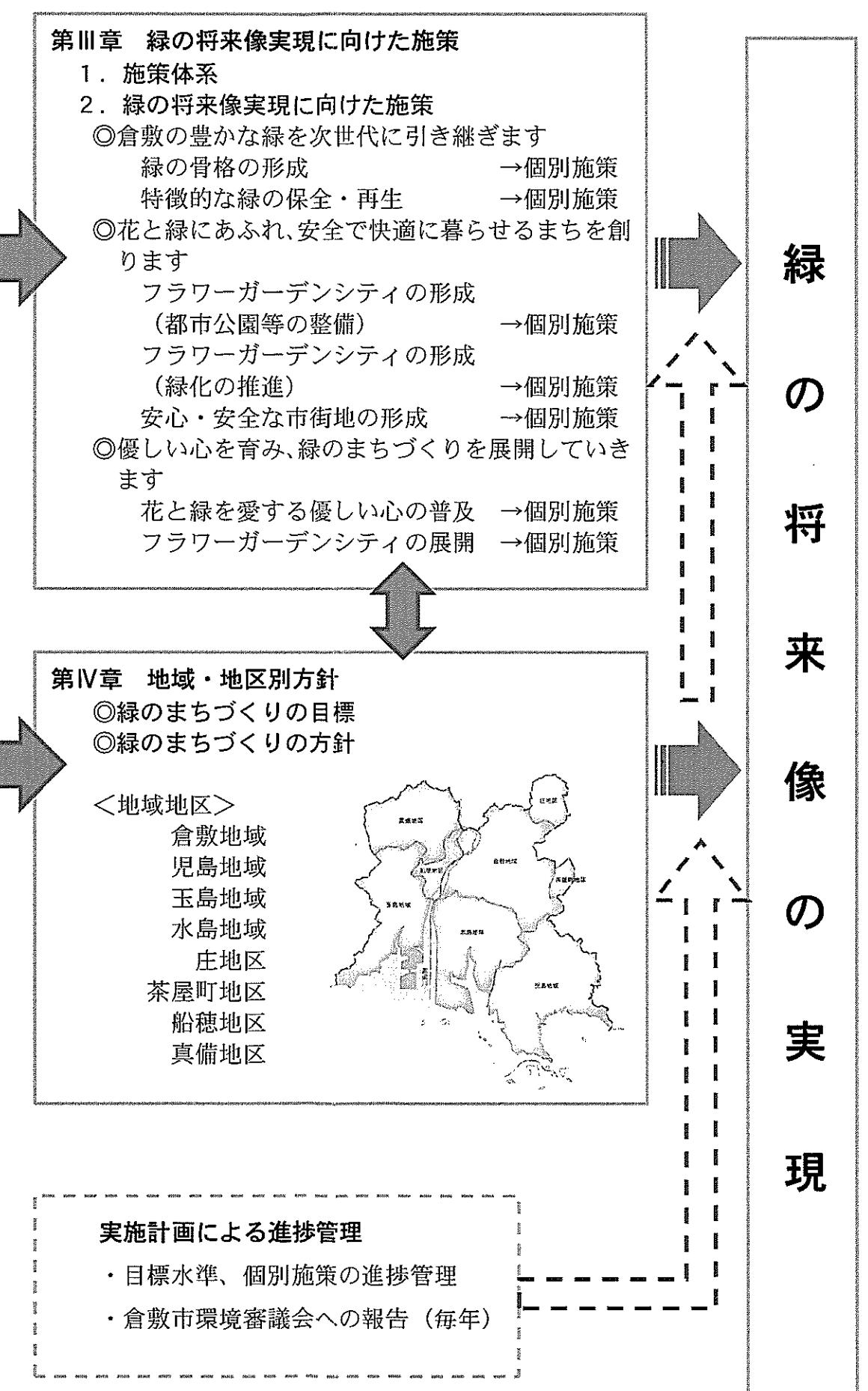
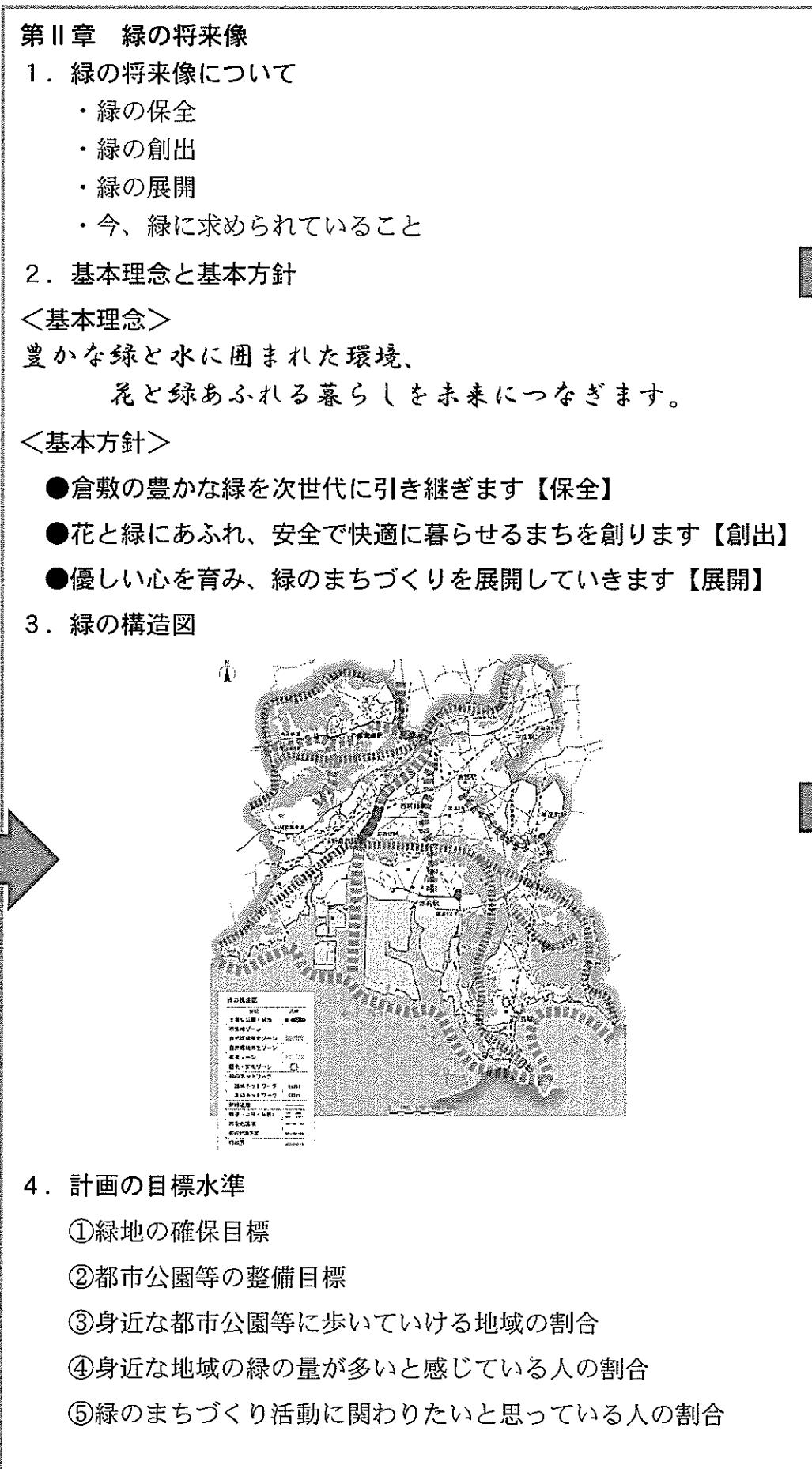
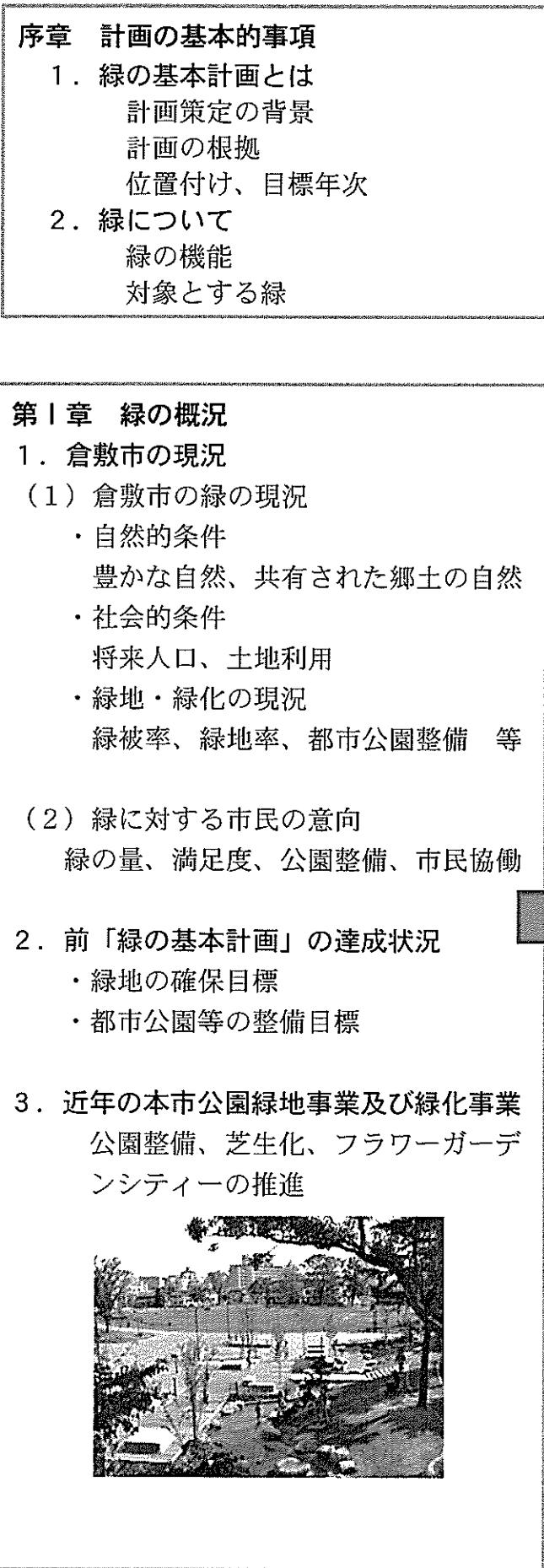
3 その他

4 閉会

# 取り組みの体系図(案)



# 倉敷市緑の基本計画の構成



緑の将来像の実現

---

# 倉敷市緑の基本計画

## 倉敷市環境審議会 資料

### 第Ⅱ章、第Ⅲ章

---

2015年（平成27年）10月時点

倉敷市

## 第Ⅱ章 緑の将来像



## 1. 緑の将来像について

倉敷市は、平成8年度から平成27年度までを計画期間とした「倉敷市緑の基本計画（水と緑のシンフォニー計画）」を策定（平成17年の船穂町・真備町との合併に合わせ一部改定）し、市が目指す緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めてきました。

この計画では、市が目指す緑のまちづくりについて、「基本方針」を定め、「緑の将来像」を描き、関係機関及び庁内関係部署の横断的な連携を図ってきました。このことにより、緑の施策を効率的かつ効果的に展開することができました。

新たな「緑の基本計画」においても、「基本方針」を定め、「緑の将来像」を描き、本市がめざす緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めることとします。

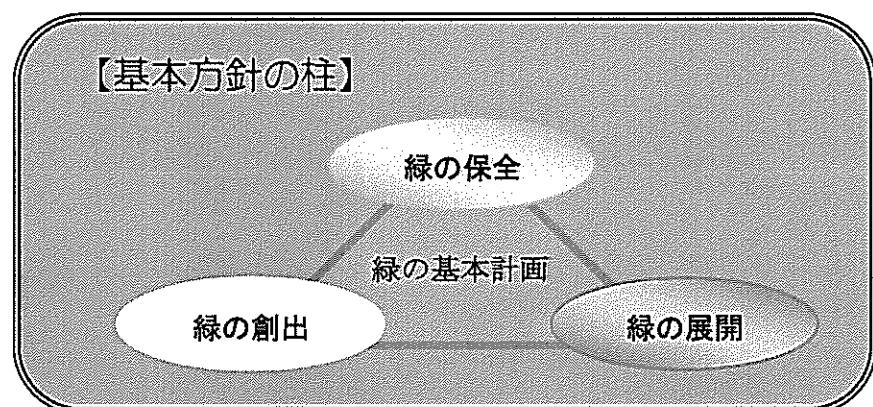
前「緑の基本計画」においては、下記の7つの基本方針を示していました。

- ①背景の山々の保全を図り緑とまちをつなぐ
- ②海辺の緑と水辺の緑を守り育てる
- ③高梁川の水と農地のつながりを継承する
- ④緑の島を市街地緑化の拠点として位置付けネットワーク化を図る
- ⑤まちのシンボルとなる都市公園をつくる
- ⑥まちなかの小さな緑をつなぎ、緑と花のブレスレットをつくる
- ⑦工場の緑をふるさとの財産と位置づけ、緑化の促進を図る

このように、前「緑の基本計画」の基本方針は、山々・水辺・農地の緑を守ること（緑の保全）、都市公園の整備・緑化の推進を図ること（緑の創出）を主な柱としていました。

近年では、緑の施策を実行性の高い取り組みとして進めていくためには、行政はもちろんのこと、市民や企業などすべての人々が協力し合い、まちづくりを展開していくことが重要とされています。今後、全国的に人口減少の局面を迎えるにあたり、持続可能な社会を構築するためには、これまで以上に市民協働の取り組みが必要となってきます。

もちろん、前「緑の基本計画」においても、市民協働の視点をもって、各種施策を実施していましたが、新たな「緑の基本計画」では、基本方針の柱として「緑の保全」「緑の創出」に加え、市民協働や緑化の普及啓発を図るものとして「緑の展開」を基本方針に明確に加えることとします。

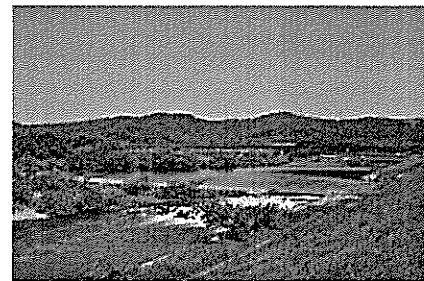


基本方針の大きな3つの柱である「緑の保全」「緑の創出」「緑の展開」において、倉敷市の現況やこれまでの取り組み等を踏まえ、今後の緑のまちづくりに求められていること、現在推進していることをまとめます。

また、近年社会問題化している地球温暖化の進行や生物多様性の損失など、緑に関連の深い問題についても配慮して、緑のまちづくりを進めていくことが必要となっています。これらについても、「今、緑に求められていること」として、とりまとめます。

### (1) 緑の保全

- ・倉敷市には、ふるさとの自然を形成している弥高山、種松山、鶴形山、龍王山などの山並みや、緑と水が調和した良好な自然環境を形成している瀬戸内海、高梁川、小田川など、多様な自然環境を有した恵み豊かな緑があります。安らぎのある都市生活を営む上では、これら山林、水辺に加え農地など、骨格となる緑の保全を図ることが重要です。
- ・これら緑の保全については、法や条例による規制、指導が主なものとなり、これまでと同様な取り組みを継続していくこととなります。また、きれいな環境を残すためにも、山林火災防止や水質浄化、遊休農地の活用など様々な取り組みを引き続き行い良好な状態で次世代に引き継ぐことが必要です。
- ・市内には、美しい森、ふれあいの森など山林や水辺を、レクリエーションの場として活用している施設もあります。これら施設については、今後も緑を適正に維持管理することは当然ですが、さらに市民に活用していただける取り組みが必要であり、活用されることで良好な環境を保全することができます。また、良好な自然環境を有している地域があれば、教養施設、レクリエーション施設などとして保全・活用することを検討することも必要となります。
- ・保全すべき緑は、前述の緑の骨格以外にもあり、阿知の藤など天然記念物（植物）、巨樹・老樹として指定された樹木、神社・仏閣・史跡などで古くから地域の住民に親しまれ地域のシンボルとなっている緑などがそれにあたります。倉敷市では天然記念物が6件、巨樹・老樹が67本指定されており、この20年間で天然記念物1件、巨樹・老樹の指定が12本増加していますが、今後も地域の緑を顕彰し、良好な状態で保存することが、自然の大切さと自然保護意識の高揚を図ることとなります。



高梁川（笠井堰）



天然記念物 阿知の藤

## (2) 緑の創出

- ・倉敷市の都市公園は、この20年間で市民1人あたり整備面積が $6.7\text{ m}^2$ から $1.4\text{ m}^2$ 増加し、 $8.1\text{ m}^2$ となりましたが、全国平均、中核市平均は、ともに $10\text{ m}^2/\text{人}$ を超えており、倉敷市の整備率は全国的には低い水準にあります。
- ・近年まで、倉敷市は人口増加を背景としてまちが市街地の周辺部に広がり、都市公園（特に街区公園）も市街地の周辺に多く整備が進みました。地域によっては、1人あたり整備面積に大きな差が生じており、公園の適正な配置がさらに求められています。
- ・人口減少・少子高齢化社会を背景に倉敷市が目指しているコンパクトなまちづくりに対応した公園整備が、今後求められます。平成23年度に倉敷みらい公園が開園し、賑わいの象徴となっているように、市街地での質の高い緑の創出が求められています。
- ・市民アンケートでは、防災機能、自然環境保全など多様な機能を持った公園整備が求められおり、市民ニーズにあった質の高い、緑あふれる生活環境を創出していくことが必要です。
- ・都市公園の新たな整備のほか、倉敷市の公園は開設して30年以上経過する公園が半数近くあり、公園施設の老朽化が進んでいます。また、市内にある街区公園のうち約半数が小規模（0.1ha未満）の公園であり、これらストックの有効な利活用の検討が今後必要となっています。
- ・また、都市公園の整備とは別に、公共施設緑化、民間施設緑化に取り組んでいますが、現在の施策を継続するとともに、これまで以上に緑化の推進を図る必要があります。
- ・より多くの子どもたちが花や緑にふれあい、親しむことを目的として、保育園・小学校の校庭の芝生化、小中学校の塀を生垣にする事業、学校・園も参加する花いっぱいコンクール事業などを実施しています。
- ・民有地の緑化として、平成21年度から地球温暖化対策として緑のカーテン事業、平成元年から行っている生垣設置補助に加え平成26年度から花いっぱいのまちを目指す取り組みのひとつとして花壇設置補助金交付事業を新設し、緑化を進めています。
- ・今後市街地で空地・未利用地が発生した場合には、魅力的なまちづくりを進めるため、次の用途が決まるまでの間、花と緑で飾り緑地等として活用することなども考えられます。
- ・観光都市倉敷市として、倉敷を訪れる観光客に対して、花や緑による空間演出でおもてなしをおこない、フラワーガーデンシティ倉敷の魅力を伝えていくことが必要です。



倉敷みらい公園



公園庭の芝生化

### (3) 緑の展開

- ・本市の市民憲章には、「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」と謳われています。緑と花のあふれるまちづくりを推進するためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民の方が花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれるまちづくりを市民・企業全ての人々が協力し、展開していくことや、その活動が持続的に展開できる仕組みづくりが必要です。
- ・そのためには、美しい緑、花とふれあえる機会を増やすことや、緑のまちづくりに参加できる仕組みづくりが必要となります。
- ・本計画策定に伴い実施した市民アンケートでは、半数以上の市民が緑のまちづくりに関わりたいと考えていることがわかりました。これらの方々を巻き込み、緑のまちづくりに参加していただく仕組みづくりが課題となります。
- ・潤いと安らぎのある生活空間を形成するフラワーガーデンシティへの取り組みとして、街路や公園の維持管理や花の植栽などの緑化を進めるため、ボランティア団体、公園愛護会などの市民団体と連携を図っています。
- ・「倉敷市花いっぱいコンクール」「くらしき都市緑化フェア」など緑化イベントを開催し、市民の緑化意識の向上を図っています。これらのイベントは継続するとともに、時代に併せ見直しが必要となります。
- ・緑のまちづくりに参加する身近な手段として、生垣設置補助、花壇設置補助など、倉敷市緑化基金による助成制度の活用がありますが、それらを普及させる取り組みや新たな支援制度の検討が必要となっています。
- ・市民参加による都市緑化のさらなる促進を行うため、今まで行っている緑化イベントの充実を図り、イベントを通じて、緑に関する情報発信、緑の普及啓発を行うことが必要です。
- ・まちにあふれる花や緑は、市民の心をなごませ故郷への愛着心を養うとともに、倉敷への来訪者にも感動を与えます。市民の主体的な活動を支援して、市民や企業との連携によって四季折々の花があふれる美しいまちづくりに取り組むことが必要です。
- ・山や川や野原といった自然の中で遊ぶ機会が少なくなった現代の子どもたちは、緑や生物と触れ合うことも少なくなっています。しかしながら、緑豊かな自然環境を守り育てていくためには、次世代を担う子供たちが緑の大切さを感じ考えることが大切です。そのためにも子供たちが豊かな自然に親しみ、ふれあい、緑の大切さを学ぶことができる機会を設けることが必要です。
- ・市民アンケートでは、参加したい緑化活動について「自宅の庭やベランダで木や花を育てる」が半数以上となっています。
- ・フラワーガーデンシティの実現を目指し、市民参加によるオープンガーデン、まちかどの花飾りを推進していくことが必要です。



くらしき都市緑化フェア

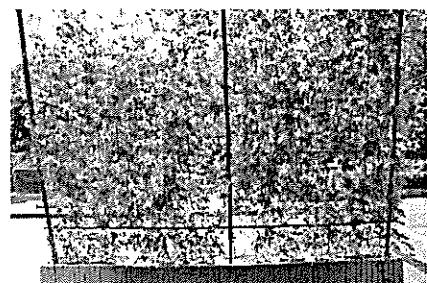


花いっぱいコンクール入賞作品

#### (4) 今、緑に求められていること

##### ①低炭素都市づくりに向けて

- ・温暖化問題の解決に向けて、日本は平成9年の京都議定書において、二酸化炭素などの「温室効果ガス」排出量について、平成21年から平成25年の5年間で平成2年と比較して6%の削減目標を掲げました。
- ・人工排熱及び地表面人工化などが原因といわれるヒートアイランド現象も顕在化しています。
- ・建築物や舗装面の増大、緑地や水面が減少し、CO<sub>2</sub> 吸収量が減少したことも一因であるとされています。
- ・これらの諸問題の解決に向け、二酸化炭素の排出が少ない、持続可能な都市づくりを進めるために、「低炭素都市づくりガイドライン」（平成22年、国土交通省）が策定されました。
- ・「“みどり”に着目することも、低炭素化を図る上で重要である。みどりは、CO<sub>2</sub> の吸収源になるとともに、都市気候を緩和する機能を通じて、間接的に冷暖房等に起因するCO<sub>2</sub> 排出量を低減する。また、バイオマスエネルギーの活用という観点からも重要であり、都市構造の転換に際し、郊外部及び都心部におけるみどりの量的・質的な充実を図ることにより、みどりによる都市の低炭素化を促進できる。」とされ、みどりの分野の取り組みを推進することが記載されています。
- ・倉敷市では、市内全域から排出される温室効果ガスを総合的・計画的に削減するため、平成23年2月に『クールくらしきアクションプラン』を策定し、市民・団体、企業、行政など、市内の全ての方が互いに連携・協力して取り組みを進めています。
- ・本計画においても、低炭素型社会に向けた緑の効果の発揮を目指します。



緑のカーテン事業

##### ②生物多様性の保全に向けて

- ・生物多様性の保全に向け、平成20年に制定された「生物多様性基本法」では「地方公共団体の責務や、地域レベルでの生物多様性の保全・持続可能な利用に関する基本的な計画の策定の必要性」が規定され、平成26年3月に倉敷市は、『倉敷市生物多様性地域戦略』を策定しました。
- ・平成23年10月の都市緑地法運用指針の改正により、緑の基本計画において、生物多様性の確保について配慮することが求められています。本計画においては、『倉敷市生物多様性地域戦略』に留意し、生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮します。
- ・限られた緑地や緑化可能なスペースにおいて、緑のもつ様々な機能を効果的に発揮させていくために、生物の生息地である緑をつなぎ、生物の移動経路や新たな生息地の提供を図る「生態系ネットワーク」の形成が重視されています。
- ・このことは、「生物多様性国家戦略2010」（平成22年、環境省）に示されているほか、「社会資本整備重点計画」（平成21年、国土交通省）においても、「水と緑のネットワークの形成」が施策の一つに位置づけられています。
- ・本計画においても、緑の保全や創出・展開を通して「緑のネットワーク形成」を目指します。

③コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）との連携

- ・『倉敷市都市計画マスタープラン』では、本市の将来の都市の姿として「集約クラスター型の都市（△多極ネットワーク型コンパクトシティ）」を掲げています。
- ・これは、都市機能の一極集中を目指すのではなく、倉敷・児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備の各拠点及び臨海部の産業拠点の特色に応じた都市機能の充実・強化を図り、拠点間相互の連携を強化することによって、まち全体としての総合力を発揮する都市の形成を目指すものです。
- ・本計画においても、各拠点における緑地の保全や緑化の推進を通じた良好な都市環境の改善によりコンパクトなまちづくりと連携した質の高い緑のまちづくりを進めていく必要があります。

※コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）とは

人口減少、高齢化、財政制約、地球環境問題などを背景として、医療・福祉施設、商業施設等が住まいに身近なところに集積し、住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通によりさらにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身边に存在するまちづくりのことです。

## 2. 基本理念と基本方針

20年後の倉敷市の望ましい姿を次のように『基本理念』として掲げ、その実現のために「基本方針」を設定します。

### 【基本理念】

**豊かな緑と水に囲まれた環境、  
花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。**

市内に広がる山々、瀬戸内海、高梁川など、豊かな緑と水に囲まれた自然環境。

花と緑あふれる質の高い生活環境。

市民との協働で進める緑のまちづくり。

「かけがえのないふるさと倉敷の自然環境をみんなで守り、質の高い生活環境をみんなで創る。そのようなまちを未来につなげていきましょう」という願いを込めて基本理念を設定します。

### 【基本方針】

#### ●倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

→私たちに安らぎとうるおいをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。

#### ●花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

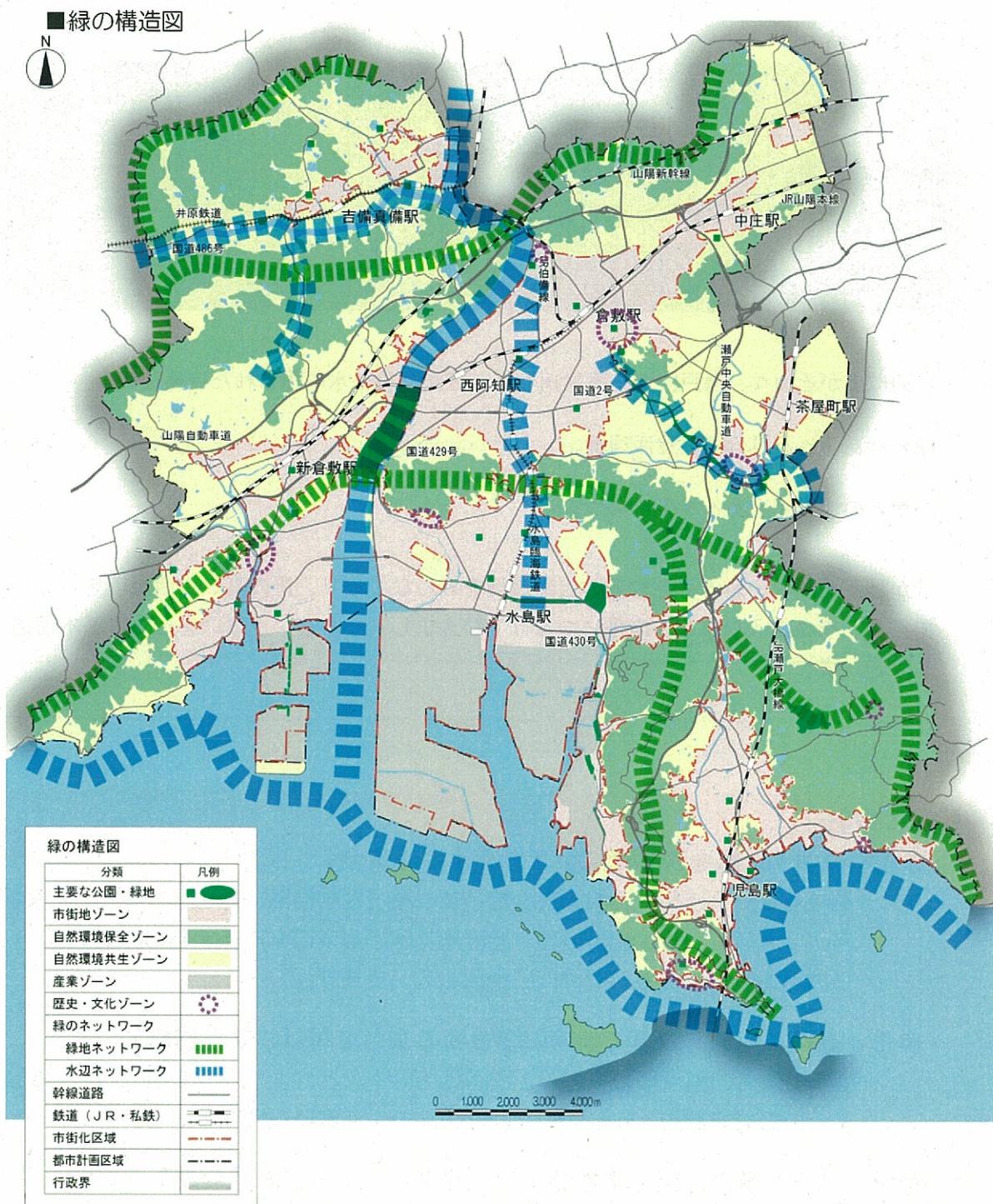
→都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。

#### ●優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

→花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。

### 3.緑の構造図

基本理念、基本方針に基づき、「倉敷市都市計画マスター プラン」が示す都市構造との整合を図りつつ、倉敷市域の緑の構造図を示します。



### 【市街地ゾーン】

都市機能が集積する中心地域、住居系地域、商業・業務施設や工場と住居が混在する地域など、それぞれの地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、花と緑があふれる良質な生活環境を創出します。

主要な駅周辺では、花や緑等の演出により、都市及び地域の玄関口として、来訪者を迎える気持ちの良い空間を演出します。

子育て世代をはじめとして、倉敷に住み続けたいと多くの方に思っていただけるよう、街区公園や近隣公園など歩いていける身近な公園の整備に努めるとともに、既存の都市公園や公共施設緑地では、機能の充実や生き物の生息生育環境に配慮した適正な維持管理を行います。

### 【自然環境保全ゾーン】

本市の骨格を成す緑及び生き物の生息・生育の核として、優れた自然環境の保全を図ります。

なかでも、優れた自然環境や風致、野生動植物の生息地、国土保全、景観、自然体験などの観点から特に保全が必要とされる地区では、法や条例等に基づき、緑地保全地域の指定など自然環境を適正に保全するとともに、自然にふれあう場として活用を図ります。

### 【自然環境共生ゾーン】

農業系の土地利用がされている地区では、農業振興と農村集落の活力維持を図る農業施策と連携して農地を保全するとともに、良好な農業・里山景観や環境の保全を図ります。

既存の住宅地においては、地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、農地や里山など周辺の自然環境や生態系と調和した良質な生活環境を創出します。

河川や海岸などの水辺やその周辺の地区では、これら水辺が環境・景観・防災・レクリエーションなど緑の機能として重要な役割を果たすことを考慮し、無秩序な開発を抑制、良質な自然環境の保全、レクリエーション空間としての活用などを図ります。

### 【産業ゾーン】

周辺の住宅環境との調和や防災性の向上に留意し、緑地の保全や緑化の推進など、安らぎとうるおいのある良好な就業の場としての環境整備を図ります。

### 【歴史・文化ゾーン】

倉敷美觀地区や由加神社門前町地区など、歴史・文化的資源及び街並みを有する地区では、社寺林やシンボル樹の保全、歴史・文化と調和した緑化の促進による良好な景観の創出を図ります。

### 【緑のネットワーク】

緑のネットワークの形成は、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みです。

ヒートアイランド現象など都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生

活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自然を取り戻し、生き物との触れ合いや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待されます。

また、この緑のネットワークは、生物多様性確保の観点では、「都市緑地法運用指針」に示されているエコロジカルネットワーク（動植物の生息地又は生育地となる緑地によって形成されるネットワーク）としての役割を担っており、良質な緑を保全・創出・維持することにより、地域の生物多様性を守り、その恵みを未来の世代に引き継ぎます。

倉敷市では、高梁川、小田川などの河川や用水、海岸線を「水辺ネットワーク」、山並み（稜線）等を「緑地ネットワーク」として位置付け、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成に配慮した保全・整備・活用を図り、連続性のある質の高いまちづくりを推進します。

## 4. 計画の目標水準

### 1) 人口及び市街地等の規模

目標値の算定根拠として、人口及び市街地等の規模を以下の通り設定します。

■計画のフレーム

区分	現況 H26	中間年度 H37	目標年度 H47
総人口	483,722 人	484,226 人	476,320 人
都市計画区域人口	483,710 人	484,220 人	476,310 人
市街化区域人口	394,640 人	394,840 人	388,190 人
都市計画区域の規模	35,288 ha	35,288 ha	35,288 ha
市街化区域の規模	12,056 ha	12,097 ha	12,097 ha

■H22国勢調査

区分	H22
総人口	475,513 人
都市計画区域人口	475,500 人
市街化区域人口	387,736 人

- 注) 1.H26の総人口は、住民基本台帳(H26.12.31現在)より  
 2.H37及びH47の総人口は、「倉敷市人口推計業務報告書(H27.3)」より  
 3.H26及びH37、H47の各区域人口は、H22の国勢調査時の区域人口を  
 参考に按分により算出。なお、表中の区域別人口の値は、地域別に  
 算出した合計のため、市総人口を按分した値とは異なる  
 4.市街化区域の規模は、H25線引き見直しの特定保留地を見込む  
 (現時点で予定されている数値を記載)

### 2) 計画の目標水準

本計画で示す3つの基本方針の観点から、以下の目標水準を設定します。

#### <基本方針1>

##### 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

私たちに安らぎとうるおいをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。



#### <目標水準1>

##### ▼緑地の確保目標

緑地現況や都市構造、今後の緑地確保の実現性等を踏まえ、市街化区域と市域全体の緑地を将来も維持していくことを目標とします。

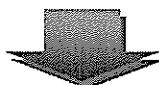
■緑地の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
市街化区域	7.2% 870.5 ha	7.4% 899.5 ha	7.7% 929.2 ha
市域全体	17.2% 6,072.1 ha	17.3% 6,117.0 ha	17.5% 6,170.5 ha

<基本方針 2>

花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

都市公園・緑地の効果的な配置、公共施設・民有地の緑化などフラワーガーデンシティの形成、安心・安全な市街地を形成などにより質の高い生活環境を創出します。



<目標水準 2>

▼都市公園等の整備目標

都市公園等の現況や都市構造、これまでの整備水準等を踏まえ、都市公園の一人当たり面積を10.0 m<sup>2</sup>/人、都市公園等を17.2 m<sup>2</sup>/人に増やすことを目標とします。

■都市公園等の整備目標(一人当たり面積)

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
都市公園	8.1 m <sup>2</sup> /人 390.6 ha	9.0 m <sup>2</sup> /人 435.5 ha	10.0 m <sup>2</sup> /人 476.3 ha
都市公園等	14.9 m <sup>2</sup> /人 720.1 ha	15.8 m <sup>2</sup> /人 765.0 ha	17.2 m <sup>2</sup> /人 818.5 ha

※都市公園等とは、都市公園及び公共施設緑地の合計

▼身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標

都市公園等の質（利用満足度）を高めるという観点から、市街化区域内における身近な都市公園等に歩いていける地域の割合を80.0%に増やすことを目標とします。

■身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
身近な都市公園等に 歩いていける地域の割合	75.9%	78.0%	80.0%

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、遊園、開発遊園、住宅遊園、子ども広場

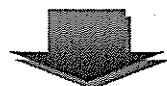
※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

## &lt;基本方針3&gt;

## ●優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれるフラワーガーデンシティを市民との協働で展開していきます。



## &lt;目標水準3&gt;

## ▼身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合

緑化活動の推進や普及啓発に係る観点から、市民の意識調査により、身近な地域の緑の量を多いと感じている人の割合を40.0%に増やすことを目標とします。

## ■身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合	33.9 %	37.1 %	40.0 %

※「緑が非常に多い」「緑が多い」と回答した人の割合

## ▼緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合

緑化活動の推進や普及啓発に係る観点から、市民の意識調査により、緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合を60.0%に増やすことを目標とします。

## ■緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合の目標

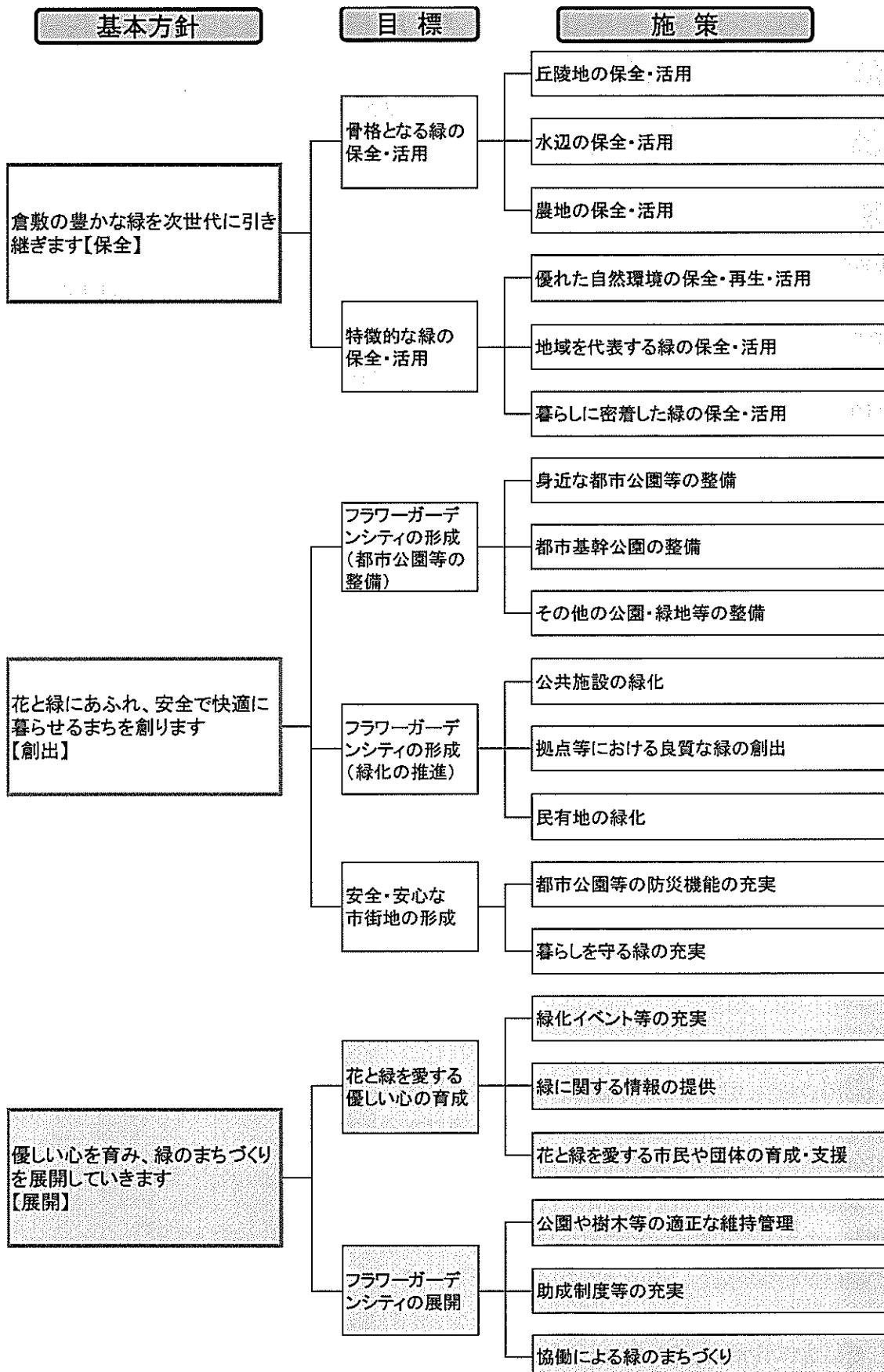
区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合	53.6 %	57.0 %	60.0 %

※「積極的に関わりたい」「できれば関わりたい」と回答した人の割合

## **第Ⅲ章 緑の将来像実現に向けた施策**

## 1. 施策の体系

計画の基本方針に基づく施策の体系図を以下に示します。



## 2. 緑の将来像実現に向けた施策

### (1) 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます

#### 目標

「骨格となる緑の保全・活用」

由加山などの丘陵地、高梁川に代表される河川やため池、海岸などの水辺、市街地周辺に広がる農地は、骨格となる緑として保全・活用を図ります。

#### 施策

##### 1) 丘陵地の保全・活用

北部や南東部に広がる標高 400m以下のなだらかな丘陵地は、緑の骨格を形成し、環境保全、防災（国土保全）に寄与するとともに、自然を感じ、触れ、学ぶことのできるレクリエーション機能、市街地の背景として景観機能も有しています。

また、丘陵地は、野生動植物の生息・生育空間となり、他の地域への動植物の供給に資する緑の核となっています。

そうした中で、森林の減少や荒廃が懸念されており、市民アンケートでは、丘陵地を保全すべきという市民の割合が90%を超えています。



種松山

①倉敷市森林整備計画に基づき、森林のもつ多様な機能を効果的に発揮させるため、健全な森林を維持・保全します。

②国土保全、環境保全、保健休養及び風致など各種機能の保全・活用を目的に指定された保安林の適正な維持・管理に努めます。

③松食い虫など害虫被害による機能低下を防ぐため、薬剤散布や被害木の伐倒駆除などの対策を実施します。

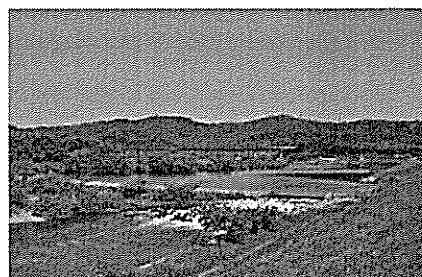
④森林ボランティア活動の支援や啓発活動などにより、森林の持つ多種多様な機能の理解を深め、生態系に配慮した良質な自然環境を次世代に継承します。

⑤看板設置や情報提供、訓練の実施などにより、林野火災の予防に努めます。

##### 2) 水辺の保全・活用

河川や海浜、用水などの水辺は、地域住民の生活に密着し、都市にうるおいと安らぎをもたらす貴重な緑であるとともに、野生動植物の生息・生育や移動経路となっています。

本市の水辺の軸となる高梁川では、八幡山など周辺の丘陵地と、広大な河川敷の緑やきれいな流水が一体となって独自の自然景観を形成し、市街地に近い貴重なオープンスペースとして利用されています。



高梁川（笠井堰）

ため池や用水は、農業用として利用されているほか自然共生の場としても昔から親しまれ、

生活に密着している水辺です。

瀬戸内海では、有人無人の島しょが点在し、これらを含む海域全体及び鷲羽山などが瀬戸内海国立公園に指定されています。また、日本で最も古くに開かれた海水浴場と言われ、「日本の渚景観」にも選ばれた沙美東海岸や唐琴の浦など一部に自然海岸が残されています。

そうした中で、これらの水辺では、コンクリート護岸工事などに伴い、良質な自然環境が減少し、野生動植物の生息・生育空間も減少しています。

市民アンケートでは、これら河川やため池など水面を保全すべきという市民の割合が約90%となっており、市民の水辺の保全に対する意識の高さが伺えます。

①高梁川をはじめとする大小河川や用水では、治水・利水を適切に進めながら、緑のネットワークとして連続性の確保、良質な自然環境の保全、瀬や淵など河川本来の形態の保全・再生などに努めます。また、親水空間、レクリエーション空間を適正に維持管理するとともに、機能の充実を図ります。

②ため池では、治水・利水を適切に進めながら、生物多様性保全機能に着目し、良質な自然環境の保全を図ります。

③希少な野生動植物が生息・生育する区域では、良好な生息・生育環境の保全・創出に努めるとともに、自然保護団体及び地域住民等と協力し、個体群の維持に努めます。

④下水道整備の推進、排水に関する企業等への指導徹底などにより、河川やため池、用水の水質保全・浄化に努めます。

⑤優れた自然環境や景観が残る沙美海岸や唐琴の浦の自然海岸では、観光・レクリエーション空間として活用しながら、背後の山々と一体的に保全・再生を図ります。

⑥河川や海浜・用水などの整備に際しては、緑の空間を確保した環境整備に努めます。

### 3) 農地の保全・活用

市域面積の約18%を占める農地は、生産活動の場としてだけでなく、都市環境負荷の低減にも重要な役割を果たし、日本人の心のふるさととして豊かな田園風景を提供しています。

そうした中で、宅地開発等により年間約60haの農地が減少しており、また、農業従事者の高齢化等により、遊休農地の増加が懸念されています。

市民アンケートでは、農地を保全すべきという市民の割合が80%を超えていました。

①農地の多面的機能を評価し、農業施策と連携しながら保全に努めるとともに、耕作放棄地の再生・活用に努めます。また、農業者や消費者の理解を深め、環境保全型農業を推奨するとともに、地産地消及び旬産旬消の推進に努めます。

②遊休農地では、地権者の意向を踏まえながら市民農園など市民が身近に土とふれあえる場のとしての活用を図ります。

③開発が計画された際には、開発事業者に対して、生物多様性など環境への配慮、緑化の推進などを適切に指導します。

## 目標

### 「特徴的な緑の保全・活用」

優れた自然環境、地域を代表する緑、暮らしに密着した緑など、特徴的な緑の保全・活用を図ります。

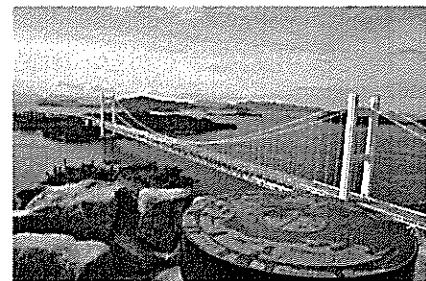
## 施策

### 1) 優れた自然環境の保全・再生・活用

瀬戸内海国立公園や吉備史跡県立自然公園、風致地区（酒津丘陵地）、田の口環境緑地保護地域、浅原郷土自然保護地域、沙美東自然海浜保全区域など、優れた自然環境が各種法や条例等により指定されています。

また、ミズアオイやスイゲンゼニタナゴなど「岡山県版レッドデータブック」で指定された希少種が637種（非公開含む）生息・生育し、高梁川及び小田川流域には自然度の高い植生が分布しています。

そうした中で、都市化の進展に伴い、優れた自然環境の荒廃が懸念されています。



瀬戸内海国立公園

①自然公園法、都市計画法、文化財保護法、岡山県自然環境保護条例など各種法や条例に基づき、優れた自然環境の保全・再生に努めます。

②吉備史跡県立自然公園や倉敷美しい森などレクリエーション空間を適正に維持管理するとともに、施設の充実、遊歩道やハイキングコースの整備、探鳥コースの充実など利用者ニーズを反映した機能を充実し、自然に触れる場として活用を図ります。

③貴重な野生動植物の生息・生育に適した自然環境の保全・再生を図るとともに、特に保全が必要な区域では、緑地保全地域や条例による保全区域等の指定を検討します。

### 2) 地域を代表する緑の保全・活用

社寺林や美観地区の背景となる鶴形山など、文化財等と一緒にとなった樹林地は、地域とともに歴史を育み、良好な景観を形成しています。

また、「阿知の藤」「影向の松」など6件が県又は市の天然記念物（植物）に指定され、巨樹・老樹が67件指定されています。なお、景観重要樹木は現時点（平成26年度末）で指定されていません。



天然記念物：阿知の藤

①文化財等と一緒にとなり、歴史・文化的風景を形成している樹林地の保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や条例による保全区域等の指定、管理協定制度や市民緑地制度等の活用を検討します。

②社寺境内地の巨樹・老樹、地域のランドマークとなる樹木は、「くらしきの巨樹・老樹」の認定や景観重要樹木の指定を行い、次世代へ継承していきます。

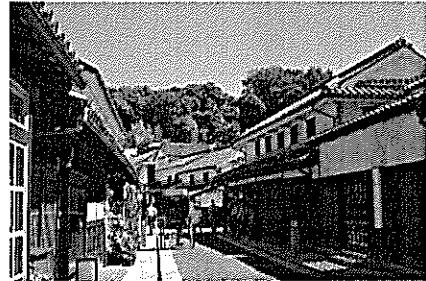
③文化財の歴史・文化的価値を保全しつつ、多くの方が来訪できるよう継続的な維持管理を行い、公園的な活用を図ります。

### 3) 蓼らしに密着した緑の保全・活用

大平山や向山などの小丘は、地域のランドマークであるとともに、生活や歴史・文化と一体となり、住宅地の背景として良質な景観を創出しています。

都市化の進展、生活様式の変化や高齢化などにより、蓼らしの一部として利活用されてきた里山は、竹林化や里山特有の生態系の崩壊などが懸念されています。

市民アンケートでは、住宅地の背景となる緑に対して不満を感じている市民の割合が高くなっています。



美観地区の背景となる鶴形山

①市街地を取り囲む丘陵地は、環境保全機能（都市微気候の悪化抑制や野生動植物の生息・生育環境など）、防災機能（土砂流出防止や避難地など）、景観機能など蓼らしに密接する多様な機能を有していることから、その役割や重要度に応じた保全策を講じます。

②大平山や向山など、地域のランドマークであるとともに、生活や歴史・文化と一体となり良好な景観を形成する緑の保全・再生に努め、必要に応じて緑地保全地域や条例による保全区域等の指定、管理協定制度や市民緑地制度等の活用を検討します。

③その他の里山でも、間伐や竹林整備、森林・林業体験活動の推進、生物多様性に配慮した整備など里山保全活動の支援を図ります。また、里山所有者をはじめとする市民や地域と協力し、里山を保全・管理・活用する仕組みづくりを検討します。

## (2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります

### 目標

「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」

市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正配置や機能充実に努めます

### 施策

#### 1) 身近な都市公園等の整備

身近に歩いて行ける公園として利用される住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）は、現在 139.37ha（715箇所）が整備され、市民一人当たり面積は市域全体で 2.88 m<sup>2</sup>、市街化区域で 2.34 m<sup>2</sup>、市街化調整区域で 5.24 m<sup>2</sup>となっています。

国が目標として示している整備水準（1人当たり 4m<sup>2</sup>）を市街化調整区域で上回っているものの、市街化区域では低水準となっています。

市街化区域（工業専用地域を除く）において、街区公園等の誘致圏の充足率は 75.9%となっており、小学生アンケートをみると、約 3 割が公園をあまり利用しないと回答しています。また、倉敷市内にある街区公園のうち約半数が小規模（0.1 ha 未満）の公園です。

市民アンケートでは、身近な公園にはベンチやトイレなど休息施設や広場などの機能が必要という市民の割合が高くなっています。

こうしたことから、計画的に公園を整備するとともに、「誘致圏」「利用満足度」「公園機能」「維持管理」など、質的な充足を高めていくことが重要です。



街区公園（古城池南公園）

※国が目標として示している整備水準

都市計画中央審議会（平成 7 年）が答申した都市公園等の整備目標

- ①地域の整備水準を考慮し、身近な都市公園等の不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園の整備を進めていきます。その際には、コンパクトなまちづくりと連携した公園整備に努めます。
- ②面積規模が比較的大きい近隣・地区公園については、市内の土地利用状況の把握に努め、利用可能な土地があった場合は、積極的に整備の検討を行います。
- ③子育て、健康づくり及び高齢者の利用など多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めるため、計画や維持管理などの場面での市民参画を図ります。
- ④季節それぞれの花や実、水の流れ、音の演出など特徴的な公園づくり、スタンプラリーなど公園を回遊する仕組みづくりに努め、人々が利用したくなる公園づくりを目指します。

- ⑤小規模な公園や使い勝手のよくない公園は、利用状況を把握し、必要に応じて機能の見直しや統廃合の検討を行います。
- ⑥公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。
- ⑦小中学校のグラウンドは、近隣公園の代替機能を有することから、学校教育に支障のない範囲で、引き続き一般開放していきます。

## 2) 都市基幹公園の整備

市民の安全で健康的な生活環境、レクリエーション及び休養のために都市単位で設けられる都市基幹公園（総合公園・運動公園）は 120.65ha（8箇所）が整備されていますが、生活スタイルの変化などにより、利用者ニーズが多様化しています。

市民アンケートでは、自然環境や景観に配慮した公園、災害時避難場所や防災機能を備えた公園の整備が望まれています。



総合公園（酒津公園）

- ①都市基幹公園は、都市全体のバランスや社会情勢の変化が生じた場合など状況に応じて再整備や拡張など緑化推進の拠点となるような整備を検討します。
- ②既存の公園においては、生活スタイルや余暇の過ごし方の変化を踏まえ、多様な利用者ニーズを反映した機能の充実、個性ある公園づくり、計画的な更新などに努めます。
- ③公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

## 3) その他の公園・緑地等の整備

その他の公園・緑地等は、特殊公園が 6 箇所、緑地等が 28 箇所、広場公園が 2 箇所が整備されています。

市民アンケートでは、自然環境や景観に配慮した公園の整備が望まれています。

- ①風致公園（足高公園など）、歴史公園（まきび公園）及び墓園（福田墓園）など特殊公園では、今後もそれぞれの目的に即して適正管理、区域拡充、機能充実、施設更新などに努めます。
- ②都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観向上を目的として設けられた緑地（高梁川緑地など）や都市緑地（味野赤崎緑地など）では、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて新たな緑地等の整備を検討します。
- ③野生動植物の生息・生育・移動経路としての機能維持・再生、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

### 目標

#### 「フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）」

暮らしに、豊かさや安らぎ・うるおいをもたらす花や緑あふれるまちづくりを市民・企業とともに推進していきます。

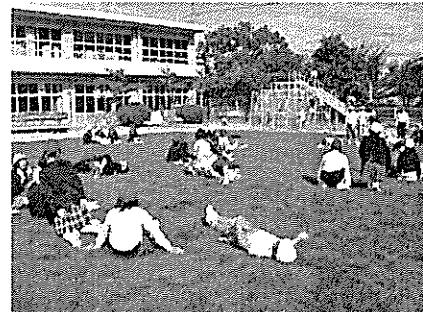
### 施設

#### 1) 公共施設の緑化

官公庁施設、教育施設、供給処理施設、公民館などの公共施設では、積極的な緑化に努めるとともに、保育園・幼稚園・学校等では、生垣設置や校・園庭の芝生化などの緑化を推進しています。

都市計画道路などの主要幹線道路、計画的に造成された土地区画整理地内、工業地帯の道路などでは街路樹を整備し、適切な維持管理に努めています。また、花を育てるボランティア団体に花の苗や種を無料配布し、道路沿道を花で飾っています。

今後も引き続き、緑のまちづくりの規範、地域緑化の拠点として、公共施設の緑化を推進することが重要です。また、市民アンケートでは、公園や道路、公共施設などの緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。



校園庭の芝生化事業

①官公庁施設、教育施設、供給処理施設、公民館等の公共施設及び遊休地（公共財産）では、市民の憩いの場として魅力を高め、花や緑あふれるまちづくりの模範となるような環境整備に努めます。また、必要に応じて「公共施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

②緑豊かな市街地形成だけでなく、情操教育という観点からも、生垣整備や芝生化、花壇植栽、ピオトープ整備など、保育園・幼稚園・学校等の緑化を推進します。

③緑のネットワークの基幹となる市街地の道路では、街路樹、植栽帯、法面植栽、フラワーボックスの設置などの緑化に努めます。

④緑化に際しては、野生動植物の移動経路としての機能創出、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した植栽に努めます。

#### 2) 拠点等における良質な緑の創出

駅やバスステーション、倉敷中央通り・鶯羽山通り・水島商店街通りなどメイン通りにフラワーボックスを設置し、花あふれるまちづくりを進めています。

今後も、地域の顔として、花や緑による良質な景観の創出が重要です。また、市民アンケートでは、駅周辺の緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

①来訪者を迎える駅、インターチェンジ、バスステーション、観光施設等の緑化に努めます。特に駅やバスステーションは、最も多くの市民が行き交い、来訪者にとっては本市の顔となる場所であるため、広場などの環境整備や維持管理に加え、花や緑の空間演出に努めます。



フラワーロード（倉敷中央通り）

②愛称通り（倉敷中央通り・鶯羽山通り・水島商店街通り）では、フローラルボックスの設置など、散策する人々を楽しませるような花や緑の空間演出に努めます。また、その他の道路においても、街路樹やフローラルボックスの設置などの緑化に努めます。

③駅等から観光施設に至る散策路では、ポケット的なスペースを活用したコミュニティーガーデンやポケットパークなどの設置に努めます。

### 3) 民有地の緑化

住宅団地等における緑地協定の締結、生垣設置・花壇設置などを進めていますが、住宅地のさらなる緑化が望まれます。

商業地・工業地では、工場立地法や倉敷市自然環境保全条例など各種法や条例に則し、事業所内の緑化が図られていますが、一部では、緑や花によるうるおいや華やかさに欠ける事業所もみられます。

こうした状況の中、市民アンケートでは、住宅地、商業地、工業地など民有地の緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

①民有地緑化に向けた啓発活動、生垣や花壇の設置補助や苗木等の配布など支援の充実、緑に関する情報・技術の提供に努めるとともに、積極的に緑化に取り組む地域・事業所を緑化推進モデル地区として指定し、自主的な緑化活動の支援を重点的に図ります。また、地権者と協力し、遊休地の緑化を図ります。

②オープンガーデンの仕組みづくりを調査・検討します。

③民間開発では、各種法や条例に基づく緑地の整備や緑化を適正に指導するとともに、開発者の協力をさらに得ながら、造成時に生ずる法面緑化や周辺の自然環境に調和した緑化、地区計画制度や緑地協定制度の活用による緑化を図ります。

④工場立地法に基づき緑地の整備や適正な維持管理を指導するとともに、緑地面積の拡大、生物多様性への配慮など良質な緑空間の創出を企業に呼びかけます。また、工場立地法対象外の工場についても、法の趣旨に沿った緑化を呼びかけます。さらに、公害防止協定及び環境基本協定締結工場では、緑地面積の維持・拡大を呼びかけます。

⑤景観計画との連携を図りながら、緑化基準や緑に関する情報の提供に努めます。また、必要に応じて、「民間施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

**目標****「安心・安全な市街地の形成」**

防災に役立つ都市公園等の整備及び適正な管理により安全・安心な市街地の形成に努めます。

**施策****1) 都市公園等の防災機能の充実**

公園・緑地等は、避難場所、避難経路、火災の延焼防止及び消防活動やボランティア等の活動拠点など、災害時に役立つ機能を有しており、災害時の広域避難場所として倉敷運動公園など9箇所の都市公園、一時避難場所として倉敷みらい公園が指定され、ハザードマップにより市民への周知に努めています。

そうした中で、広域避難場所や一時避難場所に指定された都市公園では、様々な防災機能を備えることが求められており、倉敷みらい公園では、ベンチトイレ、かまどベンチ、防災あずまやなどの施設を整備しています。

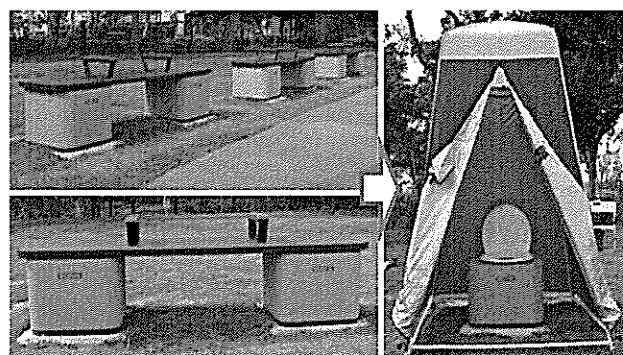
今後は、近年の大規模災害から得られた教訓を活かし、オープンスペースとなる公園・緑地の整備、災害時に役立つ機能の充実を図ることが重要です。また、市民アンケートでは、防災に配慮した公園の整備が望まれています。

**①災害発生の初期に一時的な避難場所となる身近な都市公園等が不足する地域に配慮し、公園の整備を検討します。**

**②避難経路として位置付けられた道路や緊急輸送道路など主要な幹線道路では、街路樹を適正管理するとともに、新たに幹線道路を整備する際には、耐火性の高い樹種など延焼防止にも配慮した街路樹の植栽に努めます。**

**③避難圏域などを考慮し、広域避難場所及び一時避難場所となる都市公園等の適正配置に努めるとともに、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、災害時に役立つ機能を備えたベンチやトイレ等の導入など防災機能の充実に努めます。**

**④避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として積極的に活用し、加えて、ハザードマップなどを用いて、これらの場所の周知徹底を図ります。**



公園内の防災機能（ベンチトイレ）

## 2) 暮らしを守る緑の充実

本市を取り囲む丘陵地の豊かな緑は、土砂崩壊防止、土砂流出防止などの山地災害防止機能、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有し、安全・安心な都市の形成に役立っています。

農地は、雨水の一時貯蔵による洪水防止、ヒートアイランド現象など都市微気候の悪化抑制に役立っています。

また、公園緑地等の緑は、騒音・振動の緩和などに役立ち、大規模な工業地帯を有する本市では、緩衝緑地として水島緑地を整備しています。



水島緑地（呼松緑地）

- ①山地災害防止機能や水源かん養機能を有する丘陵地の豊かな緑の保全に努めます。
- ②農地が有する洪水防止や都市微気候の悪化抑制などの機能を評価し、農業施策と連携しながら保全に努めます。
- ③総合治水の観点から、今後も継続して河川整備に努めます。なお、整備に際しては、生態系に配慮した多自然型工法の導入や親水性など、河川が有する多様な機能に配慮した整備に努めます。
- ④大気汚染などの公害や災害の防止を目的として設けられた緩衝緑地（水島緑地）では、工場等の規模・機能、住宅地等との関係性を考慮し、適切な配置や植栽、維持管理に努めます。
- ⑤工場立地法に基づき敷地内に整備される緑地では、配置や植栽密度、樹種の選定など、住宅地の緩衝帯という機能に配慮した植栽となるよう適正に指導します。
- ⑥都市公園等では、子どもから大人まで多様な世代が利用する、あるいは人の目が届く、安全で安心な公園づくりに努めます。また、公園全体の視界を阻害する高木の下枝や中低木の剪定など、適正な維持管理に努めます。

### (3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます

#### 目標

「花と緑を愛する優しい心の育成」

積極的に緑化イベントを開催し、緑に関する情報提供をおこない、花と緑を愛する優しい心の育成に努めます。

#### 施策

##### 1) 緑化イベント等の充実

まちにあふれる花や緑は、生活にうるおいや安らぎをもたらすとともに、訪れる人々にも感動を与えます。

こうしたことから、本市では、「フラワーガーデンシティの推進」を掲げ、花や緑あふれるまちづくりを進めるとともに、以下のようなイベントを開催し、市民の意識啓発に努めています。



くらしき都市緑化フェア

- ・毎年10月（全国都市緑化月間）にくらしき都市緑化フェアを開催（「花と緑いっぱいのまち倉敷」をテーマとした講演、体験教室、イベントなど各種行事を実施）
- ・初夏のさつき展示会、秋の菊花展の開催
- ・家庭や職場、学校、自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰する「花いっぱいコンクール」の実施

そうした中で、今後も積極的に緑化イベント等を開催し、市民などが緑に触れる機会や場を増やすことが重要です。また、市民アンケートでは、半数以上の市民が緑のまちづくりに関わりたいと考えています。

- ①緑のまちづくりに関する多様なイベントを積極的に開催し、市民などが緑に触れる機会や場を増やすとともに、意識の醸成を図ります。
- ②緑化イベントの中核として「くらしき都市緑化フェア」を継続的に開催するとともに、各種行事の充実を図ります。
- ③緑化推進に貢献した市民及び団体の功績を称えて、各種コンクールや表彰等による顕彰を行います。
- ④「花いっぱいコンクール」との連携を図り、個人の庭を開放し、見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりを調査・検討します。

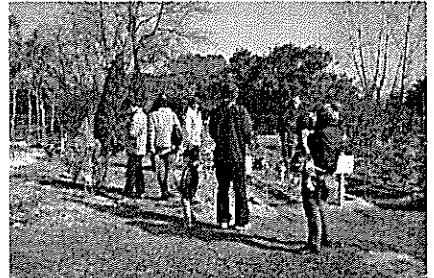
##### 2) 緑に関する情報の提供

本市では、以下のような緑に関する情報や技術等を提供しています。

- ・講習会、緑化相談所、パンフレット、ホームページ、広報などを通した緑に関する情報や技術等の提供
- ・自然史博物館における自然に関する調査研究、資料の収集保管、展示等環境緑化教育
- ・民有地緑化の推進を目的とした、結婚誕生記念樹など苗木や花苗、花の種を配布

- 不要となった樹木を希望者に譲渡する「緑のリサイクル事業」

市民アンケートでは、苗木や花の配布・斡旋などの事業推進が望まれています。



緑のリサイクル事業

- ①講習会、パンフレット、ホームページ、広報などを通じて、緑に関する情報や技術等を提供し、緑化意識の醸成や緑に関する知識の向上を図ります。
- ②市民の緑に関する相談に応じる体制の設置を検討するとともに、緑化イベントの際に相談所の開設を図る。
- ③自然史博物館では、調査研究や資料収集保管を継続するとともに、展示等環境緑化教育やホームページ等を通した情報提供の充実に努めます。
- ④市民や緑化活動団体から強い要望がある苗木等の配布、緑のリサイクル事業を積極的に推進します。

### 3) 花と緑を愛する市民や団体の育成・支援

本市では、緑を愛する市民や団体の育成・支援として、以下のような施策を実施しています。

- ・学校花壇の栽培や環境学習、自然体験学習、緑化ポスターコンクールなど、緑や自然に関する情操教育の推進
- ・学校や公園等の公共施設における樹名板や樹木説明板の設置
- ・苗木配布や技術指導など、緑化活動団体の育成支援

緑化活動団体アンケートでは、苗木や花の配布・斡旋、活動に対する助成、活動機会や情報の提供が望まれています。

- ①学校教育、生涯学習、緑や自然保護に関する教材の作成・配布、自然観察会、緑化イベント、緑化ポスターコンクールの開催、樹木説明板の設置など、子どもから大人まで全ての市民が自然に触れ、その大切さや知識を学ぶ機会を充実し、緑を愛する優しい心と人材の育成に努めます。
- ②苗木や用具など資材の提供・貸出、技術指導、活動の場の斡旋、助成金の交付など、地域緑化を積極的に進める緑化活動団体等の育成・支援の充実を図ります。また、新たな団体づくりに係る相談を積極的に受け付け、情報提供や技術指導等の支援に努めます。
- ③地域の緑を地域住民自らが守り、育てるという観点から、町内会、子ども会、老人クラブなどを活かした緑化活動グループづくりに取り組んでいきます。
- ④花の銀行支店長、地区花いっぱい団体、緑化推進員の拡充を図るとともに、緑化技術研修会等を企画し、緑化知識の向上を図ります。
- ⑤各種緑化相談に応じることのできるリーダーを養成し、市内の緑化相談体制の充実を図ります。

## 目標

### 「フラワーガーテンシティの展開」

花や緑あふれるまちづくりを市民・企業との協働により展開していくとともに、その仕組みづくりに努めます。

## 施策

### 1) 公園や樹木等の適正な維持管理

本市では、公園や樹木等の維持管理として、以下のような施策を実施しています。

- ・公園台帳の整備による都市公園等の適正な管理
- ・遊具やトイレなどの点検、樹木の剪定や病害虫の駆除など、公園施設の維持管理
- ・道路、学校、市役所などの公共施設では、樹木の剪定や病害虫の駆除などの維持管理に努めています。
- ・自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携した公園、道路、文化財等の美化清掃管理

こうした中で、今後は、市内の公園の老朽化対策を計画的に進めていくとともに、高齢者や障がい者など、全ての人々が気軽に利用できる公園づくりを進めていくことが重要です。

①公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の更新を計画的に進めています。

②公園利用者の安全確保を図るため、遊具やトイレなどの点検、樹木の選定や病害虫の駆除など、公園施設の適正な維持管理に努めます。

③高齢化の進展に対応し、新規公園の整備や既設公園の更新等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。

④道路、学校、市役所などの公共施設では、樹木の剪定や病害虫の駆除など適正な維持管理に努めます。また、必要に応じて「公共施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

⑤地域への愛着の醸成、地域コミュニティの維持、高齢者の生きがい対策などの観点から、自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携した公園、道路、文化財等の美化清掃管理を進めています。

### 2) 助成制度等の充実

本市では、民有地等の緑化推進及び保全を図るため、昭和62年から倉敷市緑化基金を創設し、それを活用して生垣や花壇の設置補助等を実施しています。

①緑化基金を活用した生垣や花壇の設置補助を継続的に進めるとともに、これら補助制度を積極的に活用してもらうため、広報やパンフレットなどによる情報提供に努めます。

②広く市民や企業に呼びかけて、緑化基金の趣旨を啓発し、緑化基金の充実を図るとともに、より一層柔軟で効果的な運用に努めます。

③地域緑化に積極的に規範となる団体や活動への支援を検討します。

### 3) 協働による緑のまちづくりの推進

緑のまちづくりを進めていくためには、市民・企業・行政が連携を図ることが重要です。そのため、本市では、協働のまちづくりとして、以下のような施策を実施しています。

- ・草花を栽培し楽しめる場の提供を目的とした公園等の開放（倉敷みらい公園）
- ・地域コミュニティ団体による花苗植栽、管理による地域緑化（地区花いっぱい事業）
- ・緑化活動団体が交流・情報交換する場として「花とみどりの推進会議」の開催（年2回）
- ・ワークショップを活用した公園整備

市民アンケートでは、市民や企業が参加しやすい緑化活動を企画・推進することが望まれています。



市民ふれあい花壇の会  
(倉敷みらい公園)



花と緑の推進会議

- ①市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、住宅地の緑化、地域緑化や美化清掃活動への積極的な参加に努めます。
- ②企業は、地域の構成員の一人であることを自覚し、事業所内の緑化、地域活動への積極的な参加に努めます。
- ③行政は、緑地の保全、地域緑化の規範となる都市公園等の整備、公共施設の緑化推進を積極的に推進するとともに、緑化イベントの開催、情報・技術等の提供、緑化活動団体等の育成・支援、緑に関する意識の醸成、助成制度等の充実、協働の仕組みづくりなど、市民や企業が主体的に地域緑化を進めていくサポートを積極的に行います。
- ④「花いっぱいコンクール」との連携を図り、個人の庭を開放し、見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりを調査・検討します。
- ⑤草花を栽培し楽しめる場として、公園などの適所を市民に継続的に開放していきます。
- ⑥ワークショップなど市民参加型の公園づくりは、多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園整備となるだけでなく、公園に対する愛着が醸成され協働の維持管理にもつながります。よって、計画段階からワークショップなど市民参加型の公園づくりを目指します。
- ⑦緑化活動団体が交流・情報交換する場として「花とみどりの推進会議」を継続的に開催していきます。

---

# 倉敷市緑の基本計画

## 倉敷市環境審議会 資料

### 第IV章

---

2015年（平成27年）10月時点

倉敷市

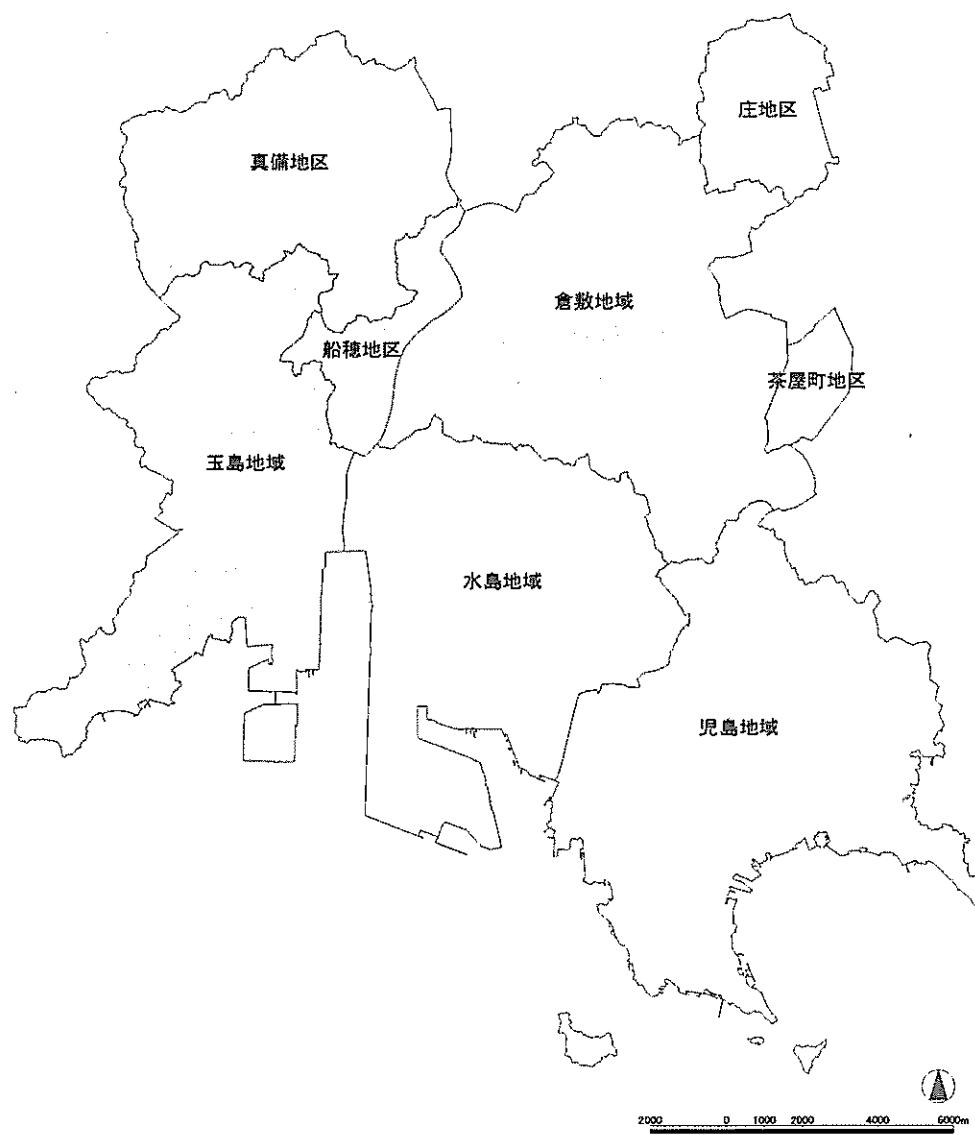
## **第IV章 地域・地区別方針**

## 1. 地域・地区別方針について

歴史的な沿革、地理的条件及び地域の生活圏などを考慮し、倉敷市都市マスタープランと同様に、倉敷、児島、玉島、水島の4地域、及び庄、茶屋町、船穂、真備の4地区に区分し、各地域・地区的特性に応じた緑のまちづくりを推進していきます。

本章では、各地域・地区について、本計画の基本方針である【保全】【創出】の観点から、特色ある主な取り組み内容をとりまとめます。

なお、【展開】については、第Ⅲ章に記載したとおり、倉敷市全体として共通した取り組みを進めてまいります。



## 2. 倉敷地域

### (1) 倉敷地域の概況

#### 1) 自然的条件

種松山や八幡山など市街地の背景となる丘陵地、高梁川や倉敷川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、鶴形山や向山等の小丘や社寺林などは、市街地における貴重な緑となっています。

自然を保護する地域・地区として、浅原の安養寺を中心とする一帯は「岡山県自然保護条例」により郷土自然保護地域に、良質な自然環境を有する八幡山周辺は風致地区に指定されています。

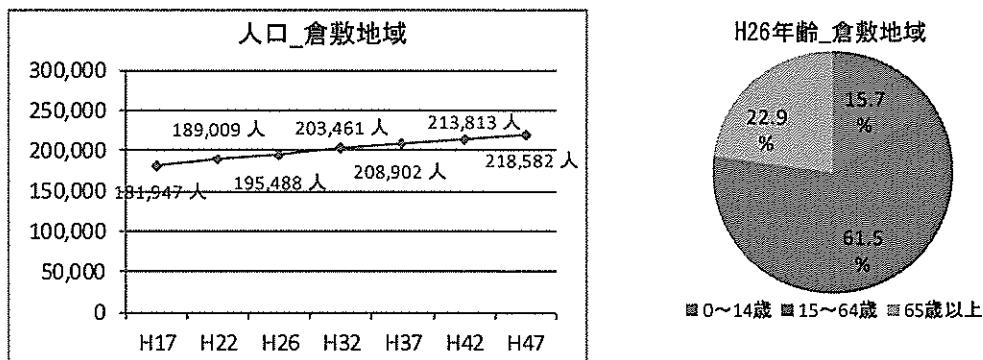
また、小河川、南部用水など市街地を流れる水路の一部では、種の保存法で指定されたスイゲンゼニタナゴが生息するなど、市街地における野生動物の貴重な生息地となっています。

#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

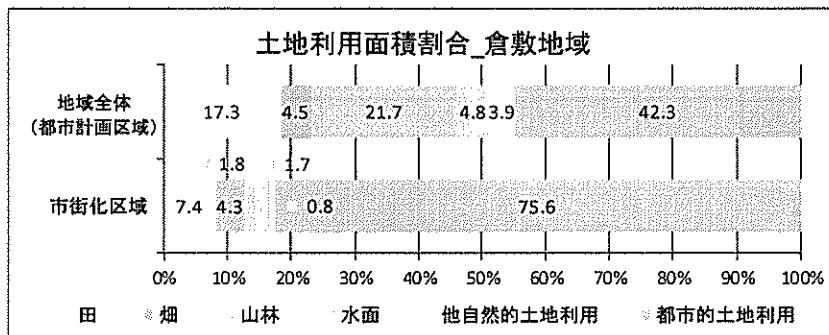
人口は増加傾向にあり、平成26年現在で195,488人、本市人口の40.4%が集中する地域です。平成47年には、市全域で1.5%の人口減少が推計されている中、倉敷地域では、11.8%の増加が推計されており、本市人口の45.9%が集中することになります。

また、平成26年現在の高齢化率は22.9%であり、市全体の25.2%を2.3ポイント下回っています。



### ◇土地利用状況

- ・倉敷地域の面積は、市域全体の約 26%となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 32%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、倉敷市平均に比べ農地は多く、山林は少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地(田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

- ・JR 倉敷駅周辺においては、駅北地区と駅前東地区で土地区画整理事業が進められており、「倉敷市都市計画マスターplan」において面的整備推進地区として位置づけられています。
- ・面的整備に加え、新田上富井線、西阿知矢柄線、矢柄西田線などの幹線道路の整備が進められています。

### 3) 緑地・緑化の現況

- ・平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積が 6.02 m<sup>2</sup>/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は 3.05 m<sup>2</sup>/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	191	17.74	1.10	244	31.05	1.59
街区公園	189	14.99	0.93	241	23.50	1.20
近隣公園	2	2.75	0.17	2	2.75	0.14
地区公園	-	-	-	1	4.80	0.25
都市基幹公園	2	26.60	1.65	3	46.00	2.35
総合公園	1	15.00	0.93	1	15.00	0.77
運動公園	1	11.60	0.72	2	31.00	1.59
特殊公園	1	4.70	0.29	3	8.80	0.45
緑地等	1	0.03	-	8	31.90	1.63
広場公園	1	0.03	-	1	0.03	-
合計	196	49.10	3.05	259	117.78	6.02
人口		160,950人			195,488人	

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均、児島・玉島・水島の各地域と比べて整備水準が低くなっています。
- ・最も身近な公園である街区公園、比較的大規模な近隣公園・地区公園についても、全市平均、児島・玉島・水島の各地域と比べて整備水準が低くなっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

## 倉敷地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：倉敷みらい公園、鶴形山公園

地区公園：向山公園

- ・市民一人当たり面積は低水準にありますが、市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は77.7%であり、概ね平均的な公園の配置であることが伺えます。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地域の顔となるJR倉敷駅や倉敷中央通りなどで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

## (2) 倉敷地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、倉敷地域のまちづくり方針は以下の通りです。

**テーマ**：高次都市機能を備えた歴史・文化のまち・倉敷

中核市である倉敷市の中心として発展してきた倉敷地域は、伝統ある歴史・文化を現代に受け継ぎ発展させながら、本市の中核として高次都市機能を備えた、風格のあるまちづくりをめざします。

**目標**

- ① 本市の中心にふさわしい市街地の形成
- ② 歴史・文化的資源などを活かした倉敷を象徴する都市環境の形成
- ③ 広域拠点を支える総合的な交通網の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「倉敷地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

**【倉敷地域の緑のまちづくりの目標】**

種松山や八幡山などの丘陵地、高梁川や倉敷川などの水辺、鶴形山などの市街地に残る貴重な緑など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

倉敷地域の核としてだけでなく倉敷市の広域拠点であるJR倉敷駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

### 1) 保全について

- ・種松山や八幡山など市街地の背景や、野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川や倉敷川、吉岡川などの河川、南部用水、倉敷用水などの水路では、水際の自然環境の保全に努めるとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・市街地周辺の優良農地の保全に努めるとともに、市街地内に残る農地では、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。
- ・自然度の高い植生がみられる高梁川や種の保存法で指定されたスイゲンゼニタナゴが生息する水路などでは、貴重な野生動植物の生息・生育に適した良質な自然環境の保全に努めます。
- ・郷土自然保護地域に指定されている浅原地域では、都市近郊に残された価値ある自然環境の保護に努めます。
- ・「阿知の藤」や「影向の松」などの天然記念物、社寺林、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。

- ・市の中心部においてまとまったオープンスペースを提供している向山や鶴形山、足高山などの公園や緑地は、市民生活に安らぎとうるおいを与える貴重な緑の空間として保全・継承に努めます。
- ・歴史的な街並みを残している美観地区、藤戸・天城地区では、これら地域固有の歴史・文化的資源と一体になった周辺の自然環境の保全に努めます。

## 2) 創出について

- ・JR倉敷駅周辺、倉敷中央通り沿線、美観地区周辺、駅周辺商店街などでは、フラワーボックス、コミュニティガーデン、ポケットパーク等の設置などにより、花や緑を演出し、本市の玄関口、また、国際観光都市にふさわしい都市景観を形成します。
- ・JR倉敷駅周辺で進められている土地区画整理事業においては、倉敷用水の周辺に残る樹木など貴重な緑を有効に活用しながら、面的整備にあわせた緑化の推進、地区計画や緑地協定等の導入などにより、花と緑そして水の流れるうるおい豊かな空間づくりを行い、本市の中心にふさわしい良好な市街地形成を推進します。
- ・地域内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。現在の公園整備状況や今後の人口推計から、特に整備が必要と考えられる近隣公園・地区公園など比較的大規模な公園について、地域の土地利用状況を注視しながら、整備の検討を行います。
- ・都市基幹公園である酒津公園や倉敷運動公園は、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・幹線道路の整備に関しては、街路樹を整備し、市街地の緑の連續性を高め、魅力ある道路景観の形成に努めます。
- ・西阿知地区など住宅と工場が混在した地区では、緑化の推進による住宅環境との調和・共生を誘導します。
- ・地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所、一時避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

## ■方針図\_倉敷地域



### 3. 児島地域

#### (1) 児島地域の概況

##### 1) 自然的条件

瀬戸内海と由加山や鷲羽山などの丘陵地に囲まれた市街地は、水と緑によりうるおいのある生活環境が形成されています。

児島地域の丘陵地には、自然共生の場であるため池が数多く点在しており、倉敷美しい森、ふれあいの森、倉敷市少年自然の家では、レクリエーション、自然環境学習の場として利用されています。

また、地域内に点在する社寺林は、地域を代表する緑となっています。

瀬戸内海及び鷲羽山など一部の陸域が瀬戸内海国立公園に指定され、その良質な自然環境や多島美景観が保全されています。

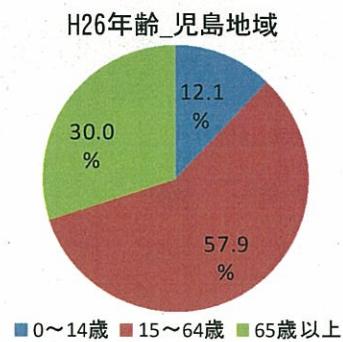
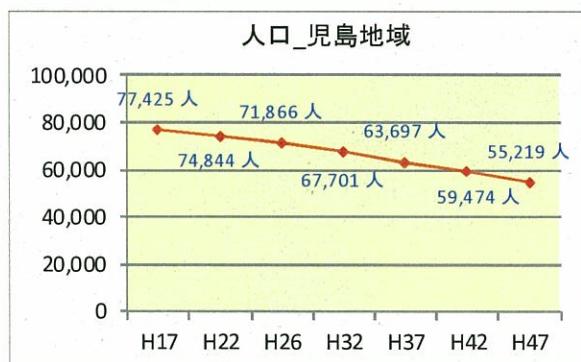
また、郷土の良質な自然を保護することを目的とした「岡山県自然保護条例」により田の口環境緑地保護地域、新熊野蟻峰山郷土自然保護地域、稗田八幡宮郷土自然保護地域、郷土記念物下津井祇園神社の社叢、郷土記念物柳田八幡の森が指定され、自然海浜の保全とその下でのレクリエーション利用を目的とした「自然海浜保全地区条例」により唐琴の浦自然海浜保全地区が指定されています。

##### 2) 社会的条件

###### ◇人口の推移

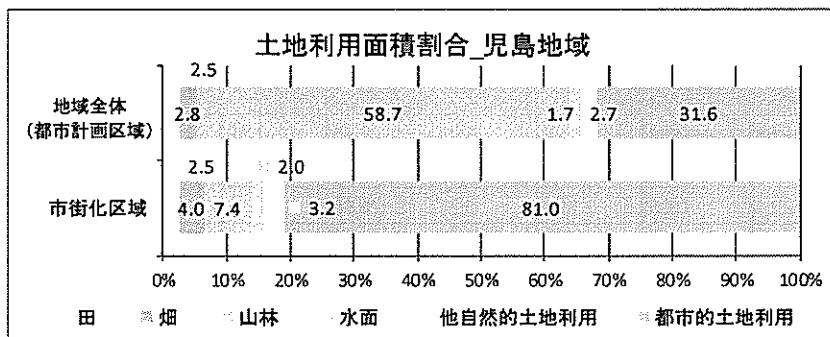
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 71,866 人、本市人口の 14.9% を占める地域です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 30.0% であり、市全体の 25.2% を 4.8 ポイント上回っています。



### ◇土地利用状況

- ・児島地域の面積は、市域全体の約21%となっています。
- ・市街化区域面積（工業専用地域を除く）は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約20%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、倉敷市平均に比べ農地は少なく、山林が多くなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地(田+畑)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

### 3) 緑地・緑化の現況

- ・平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積が9.51m<sup>2</sup>/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は6.63m<sup>2</sup>/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	108	19.04	2.98	132	28.34	3.94
街区公園	105	13.65	2.14	128	18.95	2.64
近隣公園	2	2.80	0.44	3	6.80	0.95
地区公園	1	2.59	0.41	1	2.59	0.36
都市基幹公園	1	22.60	3.54	2	39.31	5.47
総合公園	-	-	-	1	16.71	2.33
運動公園	1	22.60	3.54	1	22.60	3.14
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	1	0.70	0.11	1	0.70	0.10
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	110	42.34	6.63	135	68.35	9.51
人口		63,840人			71,866人	

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、玉島地域に次ぐ整備水準となっています。
- ・最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、水島地域に次ぐ整備水準となっています。
- ・近隣公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っていますが、地区公園は、全市平均を下回っています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

## 児島地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：赤崎公園、児島公園、宮山公園

地区公園：児島地区公園

- ・市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は77.7%であり、概ね平均的な公園の配置であることが伺えます。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等：街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域：街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地域の顔となるJR児島駅や鷺羽山通りなどで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を開催しています。

## (2) 児島地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、児島地域のまちづくり方針は以下の通りです。

### **テーマ：瀬戸内に開かれた繊維と交流のまち・児島**

昔から瀬戸内海や四国とのかかわりが深く、海と山にはさまれた土地を巧みに利用しながら発展してきた児島地域は、瀬戸大橋などの交通網の整備による広域交流がさらに進むなか、我が国屈指の繊維産業や瀬戸内の豊かな資源を活かしつつ、賑わいと交流あふれる住みやすいまちづくりをめざします。

#### **目標**

- ①四国方面からの玄関口としてふさわしい市街地の形成
- ②瀬戸内の豊かな自然を活かした環境の形成
- ③繊維産業・漁業などと共生する都市環境の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「児島地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### **【児島地域の緑のまちづくりの目標】**

由加山や鷺羽山などの丘陵地、瀬戸内海、丘陵地のため池などの水辺、地域を代表する社寺林など児島地域特有の豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地域の拠点となるJR児島駅周辺、児島市民交流センター周辺、児島市民病院周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

#### 1) 保全について

- ・市街地に安らぎとうるおいをもたらし、野生動植物の生息・生育地となる鷺羽山、由加山、王子が岳などの豊かな山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討するとともに、瀬戸内海を望む眺望点やレクリエーションとしての活用を図ります。
- ・世界に誇る多島美の豊かさを有する瀬戸内海国立公園では、鷺羽山や王子が岳からの眺めだけでなく、海からの眺めにも配慮した自然環境の保全に努めます。
- ・倉敷美しい森、ふれあいの森、倉敷市少年自然の家では、レクリエーション、自然環境学習などの機能の充実に努め、自然に触れる場としての活用を図ります。
- ・「自然海浜保全地区条例」により指定されている唐琴の浦自然海浜保全地区など、重要な海浜資源では、水辺の自然環境やレジャーを楽しむことのできる親水空間の保全・活用に努めます。
- ・「岡山県自然保護条例」により指定されている田の口地域、新熊野蟻峰山地域、稗田八幡宮地域や、郷土記念物の下津井祇園神社の社叢、柳田八幡の森など、郷土の良質な緑として自然環境の保護に努めます。

- ・「荒神の楠」などの天然記念物、社寺林、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な縁として保全に努めます。
- ・門前町としての街並みを残す由加門前町や郷内、金毘羅参りの玄関口として栄えた田の口港周辺、港町として栄えた歴史的な街並みを残す下津井地区では、これら地域固有の歴史・文化的資源と一体になった周辺の自然環境の保全に努めます。

## 2) 創出について

- ・JR児島駅周辺、児島市民交流センター周辺、児島市民病院周辺など来訪者や市民が多く集まる場所では、花や緑の演出を図り、地域の拠点にふさわしい魅力ある都市景観を形成します。
- ・鷲羽山通り沿道のフラワーBOX設置を継続し、四国方面からの玄関口として交流のまちにふさわしい魅力ある沿道景観を創出します。
- ・下津井電鉄跡地の『風の道』の沿道では、市民団体との協働により、まちかどの花飾りを行うなど花や緑の空間演出に努めます。
- ・地域内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。
- ・都市基幹公園である瀬戸大橋架橋記念公園や中山運動公園は、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・琴浦地区など織維産業が集中する住工混在地区では、緑化推進による住宅環境との調和・共生を誘導します。
- ・地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

## ■方針図\_児島地域



## 4. 玉島地域

### (1) 玉島地域の概況

#### 1) 自然的条件

弥高山や竜王山など市街地の背景となる丘陵地、瀬戸内海や高梁川、溜川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、市街地に点在する小丘などは、市街地における貴重な緑となっています。

また、丘陵地では、モモなど、特色ある農産物の生産が行われています。

旧玉島港、南の瀬戸内海、東の高梁川、かつて舟運として活用された歴史ある小河川や水路など、水との関わりが深い地域です。内水面である溜川などの水辺は、野鳥の生息地として良好な自然環境を形成しています。

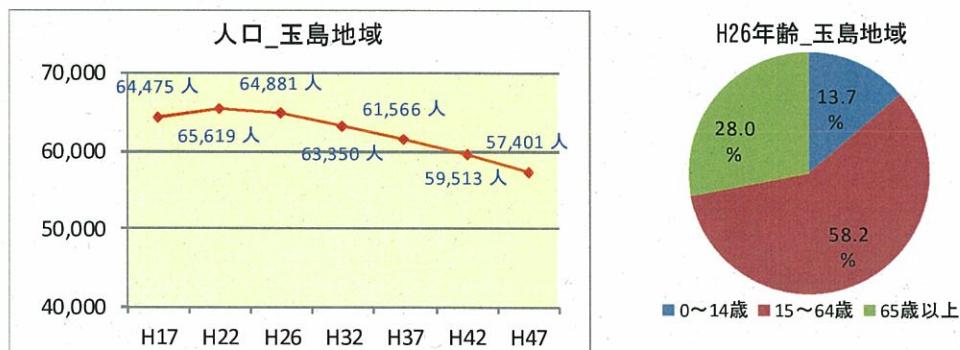
自然海浜の保全とその下でのレクリエーション利用を目的とした「自然海浜保全地区条例」により、沙美東自然海浜保全地区が指定されています。

#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

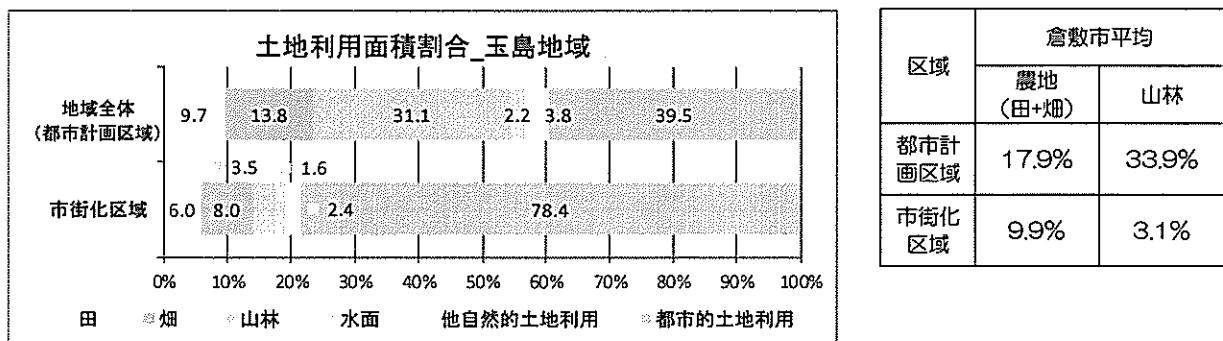
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 64,881 人、本市人口の 13.4% を占める地域です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 28.0% であり、市全体の 25.2% を 2.8 ポイント上回っています。



### ◇土地利用状況

- ・玉島地域の面積は、市域全体の約 16%となっています。
- ・市街化区域面積（工業専用地域を除く）は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 18%となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べ農地は多く、山林は概ね同程度です。



- ・南部の玉島ハーバーアイランドでは、産業・物流拠点の整備が進んでいます。

### 3) 緑地・緑化の現況

- ・平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積が 7.56 m<sup>2</sup>/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は 6.58 m<sup>2</sup>/人となっており、市街地での公園整備がやや少ないことが言えます。

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	72	22.42	4.33	98	33.77	5.20
街区公園	66	9.86	1.91	91	14.65	2.26
近隣公園	6	12.56	2.43	6	12.56	1.94
地区公園	-	-	-	1	6.56	1.01
都市基幹公園	1	11.52	2.23	1	11.52	1.78
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	1	11.52	2.23	1	11.52	1.78
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	1	0.11	0.02	4	3.74	0.58
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	74	34.05	6.58	103	49.03	7.56
人口	51,740 人		64,881 人			

(H27.3.31)

- ・身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市の中で一番高い整備水準となっています。
- ・最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、水島地域、児島地域に次ぐ整備水準となっています。
- ・近隣公園、地区公園の一人当たり面積も、全市の中で一番高い整備水準となっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

## 玉島地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：財の山公園、新倉敷駅前公園、玉島中央公園

玉島みなと公園、溜川公園、戸嶋公園

地区公園：円通寺公園

- ・市街化区域で身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合は 66.4% であり、他の地域と比べ充足率が低くなっています。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公 園等に歩いて 行ける地域の 割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等: 街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いて行ける地域: 街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- ・地域の顔となるJR新倉敷駅などで、フラワーBOXを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

## (2) 玉島地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、玉島地域のまちづくり方針は以下の通りです。

### **テーマ：水と緑を活かした港の風情と活力あふれるまち・玉島**

瀬戸内海に面し、緑豊かな田園と丘陵に囲まれ、古くから港を中心に栄えた玉島地域は、新幹線駅と産業や物流の拠点として整備が進む玉島ハーバーアイランドをもつ地域として、多彩な水辺空間や緑を積極的に活かしながら、ゆとりと活力のあるまちづくりをめざします。

- 目標**
- ①西の玄関口としてふさわしいJR新倉敷駅周辺の都市環境形成
  - ②歴史・水辺資源などを活かした旧玉島港周辺の都市環境形成
  - ③産業の活力とうるおいのある臨海工業地帯の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「玉島地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### **【玉島地域の緑のまちづくりの目標】**

弥高山や竜王山などの丘陵地、瀬戸内海や高梁川、舟運として活用された小河川や水路など玉島地域特有の豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地域の拠点となるJR新倉敷駅周辺、玉島交流センター周辺、旧玉島港周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

#### 1) 保全について

- ・弥高山や竜王山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川、野鳥の生息地でもある溜川などの水辺では、自然環境の保全に努めるとともに、自然環境学習、レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・本地域の魅力の一つである市街地から望む丘陵地の果樹園、市街地周辺に広がる優良農地などの営農環境を維持するとともに、体験農園など住民が自然とふれあう場の創出を図ります。
- ・「自然海浜保全地区条例」により指定されている沙美東自然海浜保全地区など、重要な海浜資源では、水辺の自然環境やレジャーを楽しむことのできる親水空間の保全・活用に努めます。
- ・「雨笠の松」などの天然記念物、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。
- ・旧玉島港周辺の歴史的街並み周辺の水辺資源や歴史・文化的資源と一体になった自然環境の保全に努めます。

## 2) 創出について

- ・JR新倉敷駅周辺、玉島交流センター周辺、旧玉島港周辺では、玉島地域の個性を活かしながら、花や緑の演出により、本市の西の玄関口にふさわしい都市景観を形成し、魅力的な環境形成を目指します。
- ・地域南部の玉島ハーバーアイランドでは、地域の人々や従業員が憩うことのできるレクリエーション空間を有した緑地の整備などあるおいのある環境形成を図ります。
- ・公共公益施設や民有地の緑化を推進するとともに、かつて舟運として活用された歴史ある小河川や水路等を活かし、うるおいと落ち着きのある市街地景観を形成します。
- ・街区公園について、地域内で整備水準のバランスを考慮しながら、整備の検討を行い、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。
- ・都市基幹公園である玉島の森は、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

## ■方針図\_玉島地域



## 5. 水島地域

### (1) 水島地域の概況

#### 1) 自然的条件

種松山や大平山など市街地の背景となる丘陵地、高梁川や八間川、南部用水などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、亀島山などの小丘や社寺林などは、市街地における貴重な緑となっています。

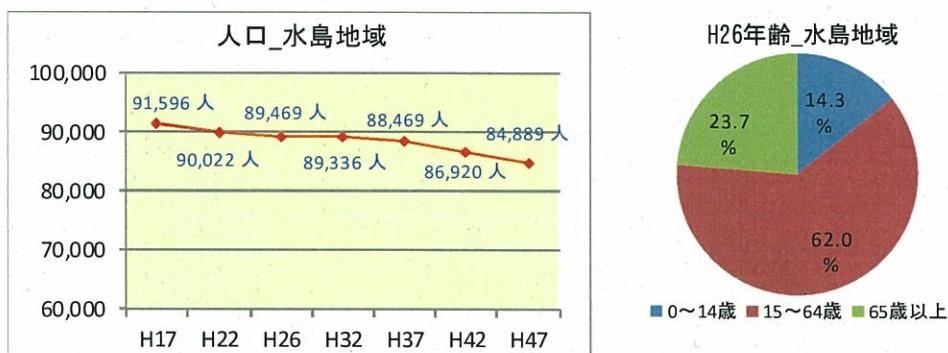
また、西部の連島では、レンコン、ゴボウなど特色ある農産物の生産が行われおり、レンコン畠は地域特有の景観を醸し出しています。

#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

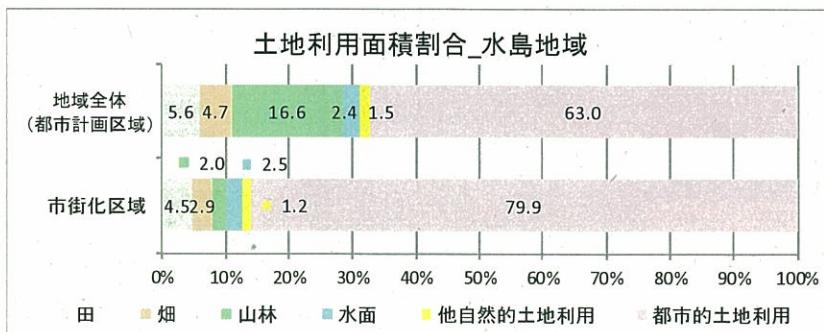
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 89,469 人、本市人口の 18.5% を占める地域です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 23.7% であり、市全体の 25.2% を 1.5 ポイント下回っています。



##### ◇土地利用状況

- ・水島地域の面積は、市域全体の約 17% となっています。
- ・水島地域の工業専用地域は、水島地域面積の約 33% を占めています。
- ・市街化区域面積（工業専用地域を除く）は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 22% となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べ農地、山林共に少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地(田+畠)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

### 3) 緑地・緑化の現況

- 平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地域全体では、市民一人当たり面積は、14.06 m<sup>2</sup>/人、市街化区域では、市民一人当たり面積は12.35 m<sup>2</sup>/人となっています。

■都市公園現況 水島地域

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	144	30.97	3.66	162	34.72	3.88
街区公園	141	21.02	2.48	159	24.77	2.77
近隣公園	2	1.91	0.23	2	1.91	0.21
地区公園	1	8.04	0.95	1	8.04	0.90
都市基幹公園	-	-	-	1	12.50	1.40
総合公園	-	-	-	1	12.50	1.40
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	1	4.00	0.45
緑地等	5	73.58	8.69	7	74.57	8.33
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	149	104.55	12.35	171	125.79	14.06
人口		84,690	人		89,469	人

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均を上回っており、玉島地域、児島地域に次ぐ整備水準となっています。
- 最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市の中で一番高い整備水準となっています。
- 近隣公園の一人当たり面積は、全市平均を下回っていますが、地区公園は、全市平均を上回っています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

水島地域の近隣公園・地区公園

近隣公園：亀島第6公園、水島寿町公園

地区公園：水島中央公園

- 市街化区域で身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合は86.1%であり、他の地域と比べ充足率が高くなっています。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)									
区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公 園等に歩いて 行ける地域の 割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等:街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いて行ける地域:街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- 住居地域と工場地帯を隔てる緩衝緑地が整備され、生活環境の保全に役立っています。
- 地域の顔となる水島臨海鉄道沿線の水島商店街通りなどで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

## (2) 水島地域の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、水島地域のまちづくり方針は以下の通りです。

### **テーマ：産業と共生する活力あふれるまち・水島**

地域の南部に日本有数の臨海工業地帯を擁し、これまで積極的に都市基盤の整備が行われてきた水島地域は、働く場としての活力を維持・向上するとともに、生活の場としても満足できるうるおいや魅力の感じられるまちづくりをめざします。

### **目標**

- ①活力と魅力ある中心部の市街地環境の形成
- ②自然資源を活かした環境の形成
- ③工場と地域が共生する活力あふれる都市環境の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地域の特性を踏まえ、「水島地域の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地域の代表的な緑を保全すること、地域拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### **【水島地域の緑のまちづくりの目標】**

種松山や大平山などの丘陵地、高梁川などの水辺、亀島山などの市街地に残る貴重な緑など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地域の拠点となる水島臨海鉄道西側沿線、水島商店街沿線では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

#### 1) 保全について

- ・種松山や大平山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や市民緑地など法や条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川や南部用水などの水路では、水際の自然環境の保全に努めるとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・地域特有の景観を醸し出している連島のレンコン畑などは、本地域の魅力の一つであり、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら農地の保全・活用を図ります。
- ・舟運の拠点として栄えた歴史的な街並みの残る連島地域では、地域固有の歴史・文化的資源と一体となった自然環境の保全に努めます。
- ・亀島山や王島山などの小丘などは、市街地における貴重な緑として保全に努めます。

## 2) 創出について

- ・水島臨海鉄道西側沿線、水島商店街沿線では、花や緑の演出などにより、地域の顔にふさわしい、うるおい溢れる都市景観を形成します。
- ・水島商店街通り沿道や八間川沿いで市民協働による花いっぱい運動を展開し、魅力的な沿道景観を創出します。
- ・水島臨海工業地帯では、立地する工場施設の敷地内外の緑化の推進を図るとともに、周辺の住宅と工場が混在した地区では、緑化の推進による住宅環境との調和・共生を誘導します。
- ・住区基幹公園については、地区内で整備水準のバランスを考慮し、整備の検討を行います。
- ・水島中央公園や水島緑地福田公園、種松山公園など比較的大規模な公園については、必要に応じ、施設の老朽化対策や、利用者ニーズを踏まえた再整備など機能の充実を図ります。
- ・地域防災計画に位置付けられている災害時の広域避難場所では、災害時に役立つ防災機能の充実に努めます。

## ■方針図\_水島地域



## 6. 庄地区

### (1) 庄地区的概況

#### 1) 自然的条件

日差山など市街地の背景となる丘陵地、足守川、六間川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成され、川崎医科大学周辺の小丘などは、市街地における貴重な緑となっています。

また、古墳を中心とする埋蔵文化財などの歴史的に優れた郷土景観を有するものとして吉備史跡県立自然公園が、地域の北側一帯で指定されています。

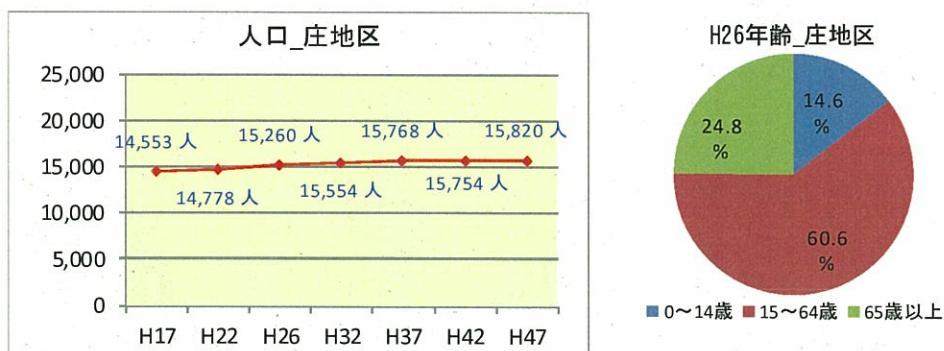
#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

人口は増加傾向にあり、平成26年現在で15,260人、本市人口の3.2%を占める地区です。

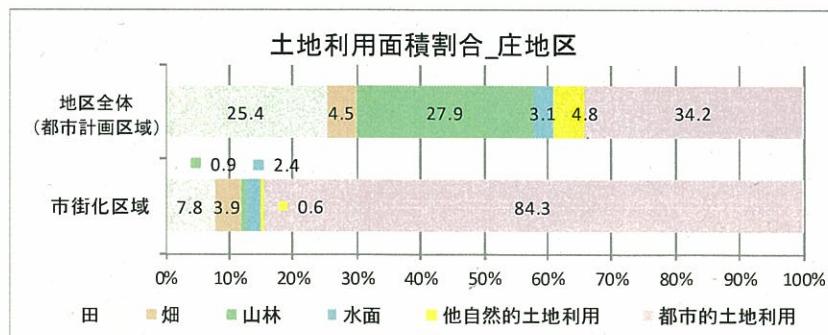
平成47年には、市全域で1.5%の人口減少が推計されている中、庄地区では、3.7%の増加が推計されています。

また、平成26年現在の高齢化率は24.8%であり、市全体の25.2%を0.4ポイント下回っています。



##### ◇土地利用状況

- 庄地区的面積は、市域全体の約4%となっています。
- 市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）に対しては約1%となっています。
- 農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べて農地は多く、山林は少なくなっています。



区域	倉敷市平均	
	農地 (田+畠)	山林
都市計画区域	17.9%	33.9%
市街化区域	9.9%	3.1%

- 吉備史跡県立自然公園、上東遺跡、楯築遺跡など、特色ある歴史・文化的資源を有しています。

### 3) 緑地・緑化の現況

- 平成 26 年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が 1.95 m<sup>2</sup>/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は 0.86 m<sup>2</sup>/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

■都市公園現況 庄地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	10	0.52	0.86	19	2.98	1.95
街区公園	10	0.52	0.86	18	1.67	1.09
近隣公園	-	-	-	1	1.31	0.86
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	-	-	-
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	-	-	-	-	-	-
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	10	0.52	0.86	19	2.98	1.95
人口		6,020 人			15,260 人	

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- 最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっていますが、近隣公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が高くなっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

庄地区的近隣公園・地区公園

近隣公園：庄中央公園

地区公園：なし

- 市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は 59.7% であり、他の地域・地区と比べ充足率が低くなっています。
- 川崎医科大学周辺の医療施設、教育施設に利用されている民有地を除くと、下記「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」は、約 69% となります。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて 行ける地域の 割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等: 街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域: 街区公園の一般的な誘致圏と言われる 250m を設定

※割合は、図上計測による

## (2) 庄地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、庄地区のまちづくり方針は以下の通りです。

### **テーマ：学園と文化が織りなす元気と安心のまち・庄**

川崎医科大学などの医療・福祉系大学が立地する特性を活かした、福祉の心豊かな、安心で住み続けたい環境づくりを進めるとともに、吉備史跡県立自然公園などの歴史・文化的資源を活かした、やすらぎと歴史浪漫あふれるまちづくりをめざします。

#### **目標**

- ①JR中庄駅周辺の魅力ある市街地形成
- ②医療・福祉系大学と連携した安心と賑わいづくり
- ③歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「庄地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### **【庄地区の緑のまちづくりの目標】**

日差山や市街地周辺に残る一団の農地、足守川や六間川など、地区の豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地区の拠点となるJR中庄駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

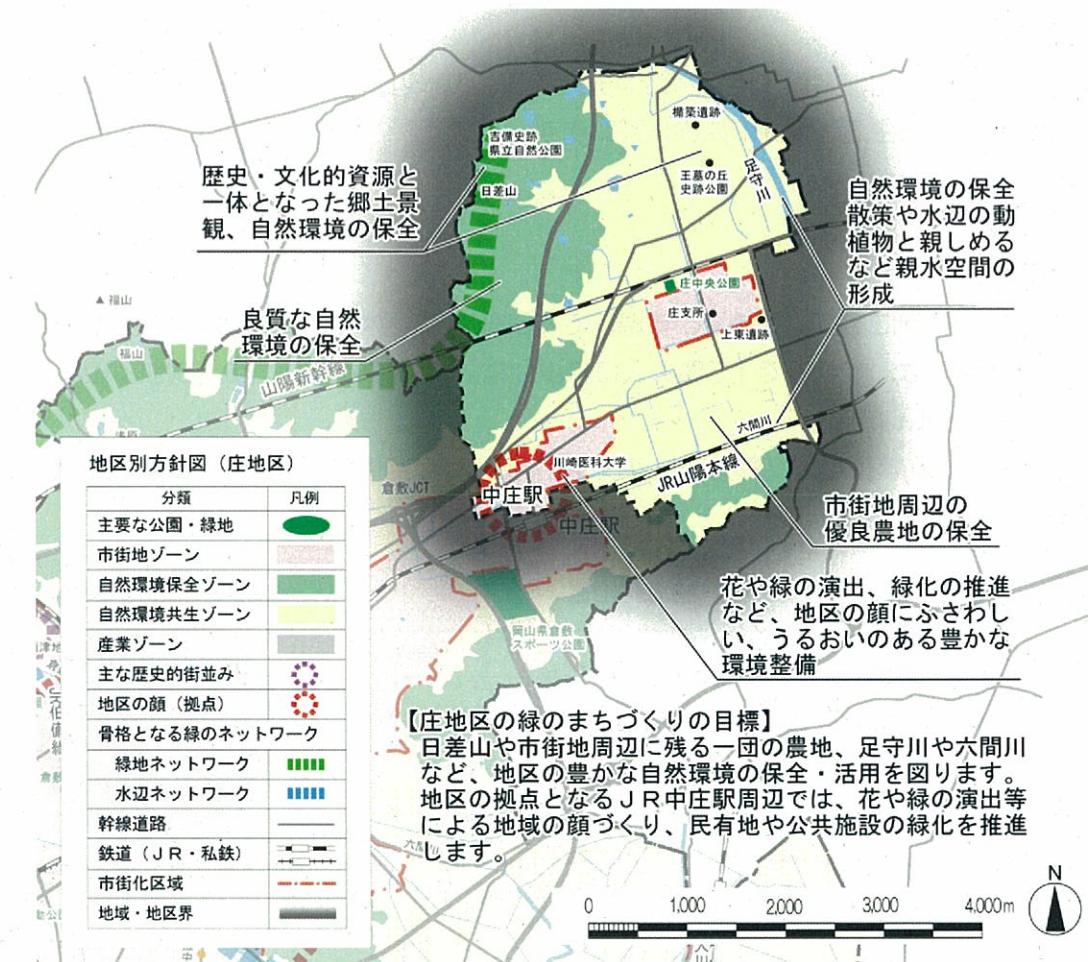
#### 1) 保全について

- ・日差山など、市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・足守川や六間川などの水路は、自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・市街地周辺の優良農地の保全に努めるとともに、市街地内に残る農地では、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。
- ・地区の北側一帯の丘陵地で指定されている吉備史跡県立自然公園では、歴史・文化的資源と一緒にとなった郷土景観、自然環境の保全に努めます。

#### 2) 創出について

- ・JR中庄駅周辺では、花や緑の演出、公共公益施設や民有地の緑化などを推進し、地区の顔にふさわしい、うるおいのある豊かな環境整備を進めます。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。

## ■方針図\_庄地区



## 7. 茶屋町地区

### (1) 茶屋町地区の概況

#### 1) 自然的条件

汐入川や六間川、縦横に走る水路や干拓跡などの水辺、市街地周辺に広がる農地などにより、うるおいのある生活環境が形成されています。

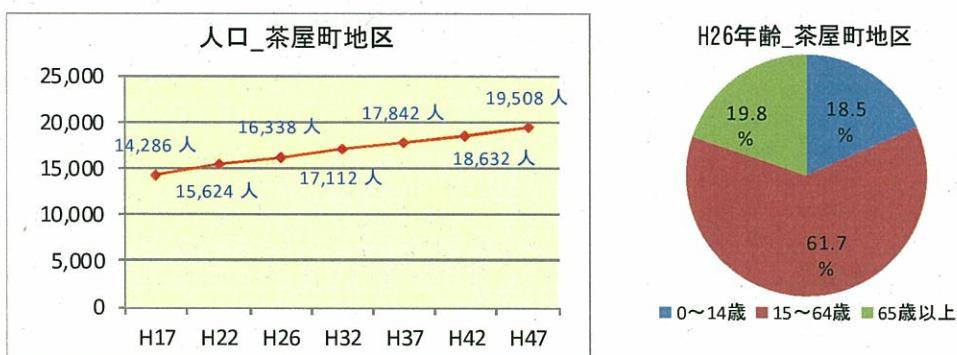
#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

人口は増加傾向にあり、平成26年現在で16,338人、本市人口の3.4%を占める地区です。

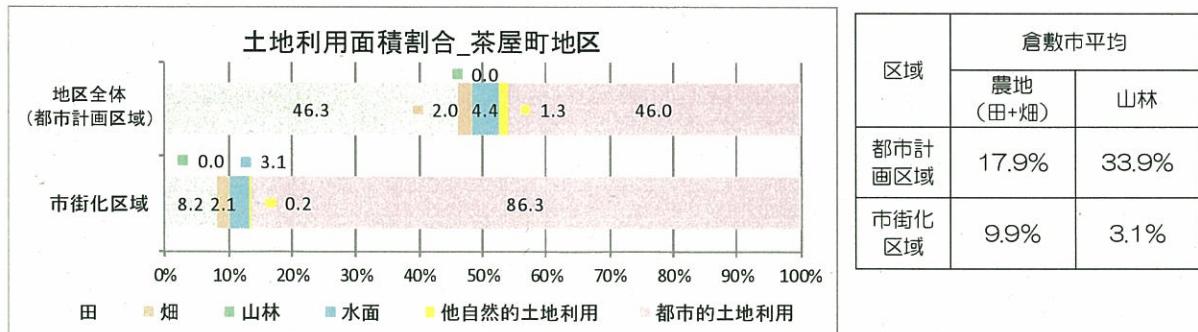
平成47年には、市全域で1.5%の人口減少が推計されている中、茶屋町地区では、19.4%の増加が推計されています。

また、平成26年現在の高齢化率は19.8%であり、市全体の25.2%を5.4ポイント下回っています。



##### ◇土地利用状況

- 茶屋町地区的面積は、市域全体の約1%となっています。
- 市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約2%となっています。
- 農地などの自然的土地利用面積の割合をみると、農地は市平均に比べ多くなっています。



### 3) 緑地・緑化の現況

- 平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が $1.42\text{ m}^2/\text{人}$ となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は $0.83\text{ m}^2/\text{人}$ となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

■都市公園現況 茶屋町地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	14	0.85	0.74	18	2.22	1.36
街区公園	14	0.85	0.74	18	2.22	1.36
近隣公園	-	-	-	-	-	-
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	-	-	-
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	-	-	-	-	-	-
広場公園	1	0.10	0.09	1	0.10	0.06
合計	15	0.95	0.83	19	2.32	1.42
人口	11,450人			16,338人		

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- 茶屋町地区には近隣公園、地区公園は整備されていません。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86				0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

- 市民一人当たり面積は低水準にありますが、市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は74.2%であり、概ね平均的な公園の配置であることが伺えます。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公 園等に歩いて 行ける地域の 割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等:街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域:街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- 地区の顔となるJR茶屋町駅などで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

## (2) 茶屋町地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、茶屋町地区のまちづくり方針は以下の通りです。

### **テーマ**：田園ひろがるゆとりのまち・茶屋町

田園風景の広がるやすらぎある環境や、水辺のうるおい、歴史・文化的資源、交通の便に優れた住宅地としての特性を活かし、ゆとりある住み続けたいまちづくりをめざします。

### **目標**

- ①JR茶屋町駅周辺の魅力ある顔づくり
- ②田園、水辺、歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり
- ③ゆとりある良好な住宅地の形成

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「茶屋町地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### 【茶屋町地区の緑のまちづくりの目標】

市街地周辺に残る一団の農地、汐入川や水路など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地区の拠点となるJR茶屋町駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

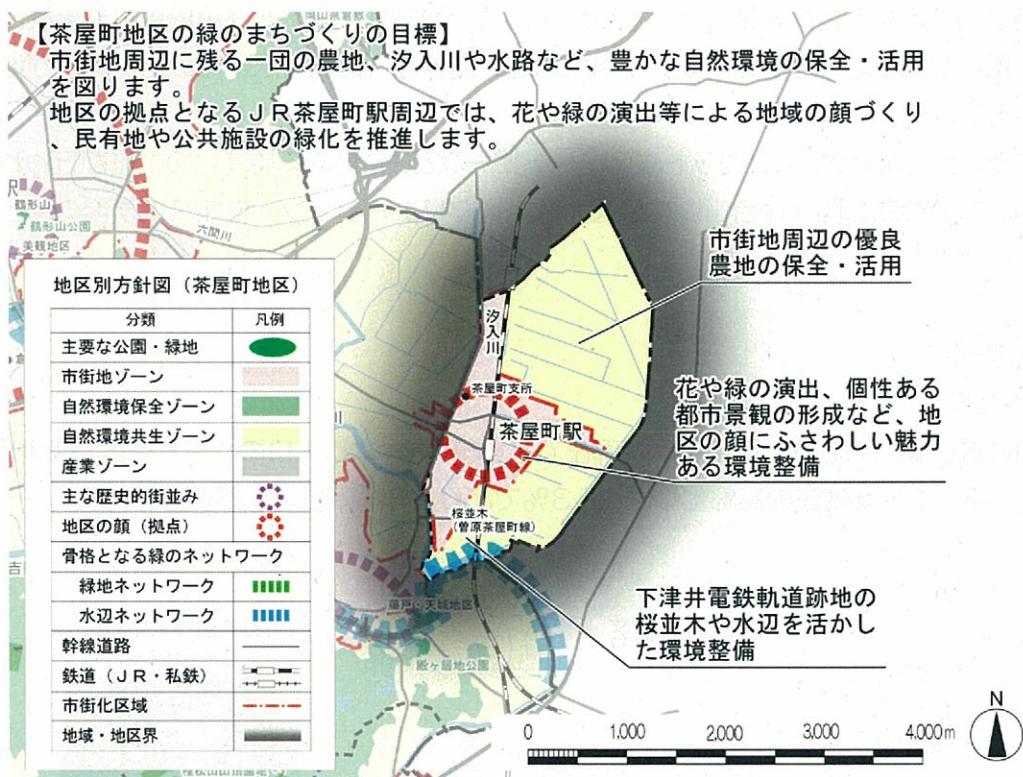
#### 1) 保全について

- ・汐入川などの主要水路の水辺は、自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・市街地周辺の優良農地の保全に努めるとともに、市街地内に残る農地では、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。

#### 2) 創出について

- ・JR茶屋町駅周辺では、花や緑の演出などにより、個性ある都市景観を形成するとともに、地区的顔にふさわしい魅力ある環境整備を進めます。
- ・下津井電鉄軌道敷跡地の桜並木や水辺を活かした環境整備に努めます。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。

## ■方針図\_茶屋町地区



## 8. 船穂地区

### (1) 船穂地区の概況

#### 1) 自然的条件

愛宕山など市街地の背景となる丘陵地、高梁川や柳井原貯水池（小田川付替事業により小田川の一部となる予定）などの水辺、市街地周辺の農地などによる水と緑の自然環境が地域の魅力となっています。

また、丘陵地では、マスカットやスイートピーなど、特色ある農産物の生産が行われています。

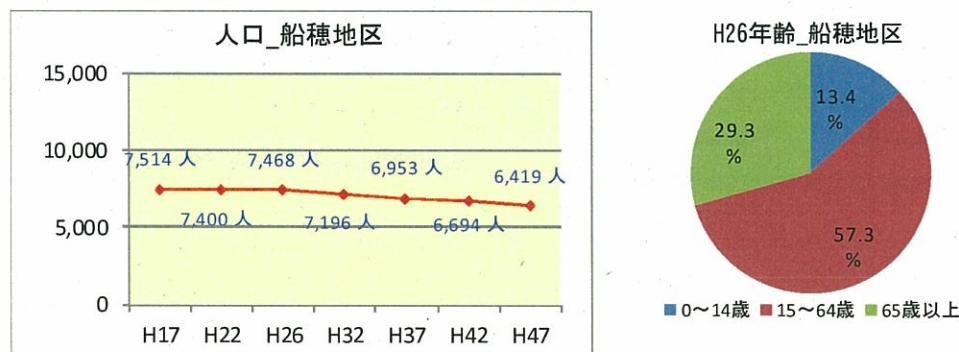
ふれあいの森公園（愛宕山森林公園）は、レクリエーション、自然環境学習の場として利用されています。

#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

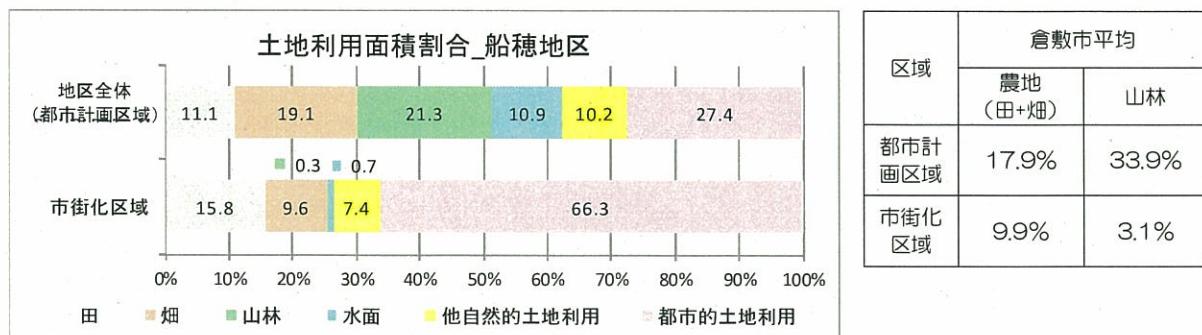
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 7,468 人、本市人口の 1.5% を占める地区です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 29.3% であり、市全体の 25.2% を 4.1 ポイント上回っています。



##### ◇土地利用状況

- ・船穂地区の面積は、市域全体の約 3% となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 2% となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均と比べて農地は多く、山林は少なくなっています。



- 柳井原地区では、土地区画整理事業が進められています。

### 3) 緑地・緑化の現況

- 平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が2.97m<sup>2</sup>/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は0.26m<sup>2</sup>/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

■都市公園現況 船穂地区

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	2	0.14	0.26	10	1.37	1.83
街区公園	2	0.14	0.26	10	1.37	1.83
近隣公園	-	-	-	-	-	-
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	-	-	-
総合公園	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-	-
緑地等	-	-	-	6	0.85	1.14
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	2	0.14	0.26	16	2.22	2.97
人口		5,400人			7,468人	

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- 船穂地区には近隣公園、地区公園は整備されていません。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況

(m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

- 市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は36.8%であり、他の地域・地区と比べ充足率が低くなっています。市街化区域の縁辺部に街区公園が多く整備されていることが充足率が低い一因となっています。
- 船穂産業団地を除くと「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」は約43%となります。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)

(%)

区分	倉敷 地域	児島 地域	玉島 地域	水島 地域	庄 地区	茶屋町 地区	船穂 地区	真備 地区	市域 全体
身近な都市公園等に歩いて 行ける地域の 割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等:街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域:街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

## (2) 船穂地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、船穂地区のまちづくり方針は以下の通りです。

### 【テーマ】自然と共生するやすらぎのあるまち・船穂

高梁川、柳井原貯水池などの水と緑豊かな自然環境と共生し、大地の恵みを活かしながら、魅力ある居住空間を実現し、やすらぎのあるまちづくりをめざします。

#### 【目標】

- ①賑わいある地区拠点の形成
- ②自然資源などを活かした特色ある交流環境づくり
- ③地域特性を活かした良好な定住環境づくり

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「船穂地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### 【船穂地区の緑のまちづくりの目標】

愛宕山や高梁川、市街地周辺に残る一団の農地など、豊かな自然環境の保全を図ります。

地区の拠点となる船穂支所周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

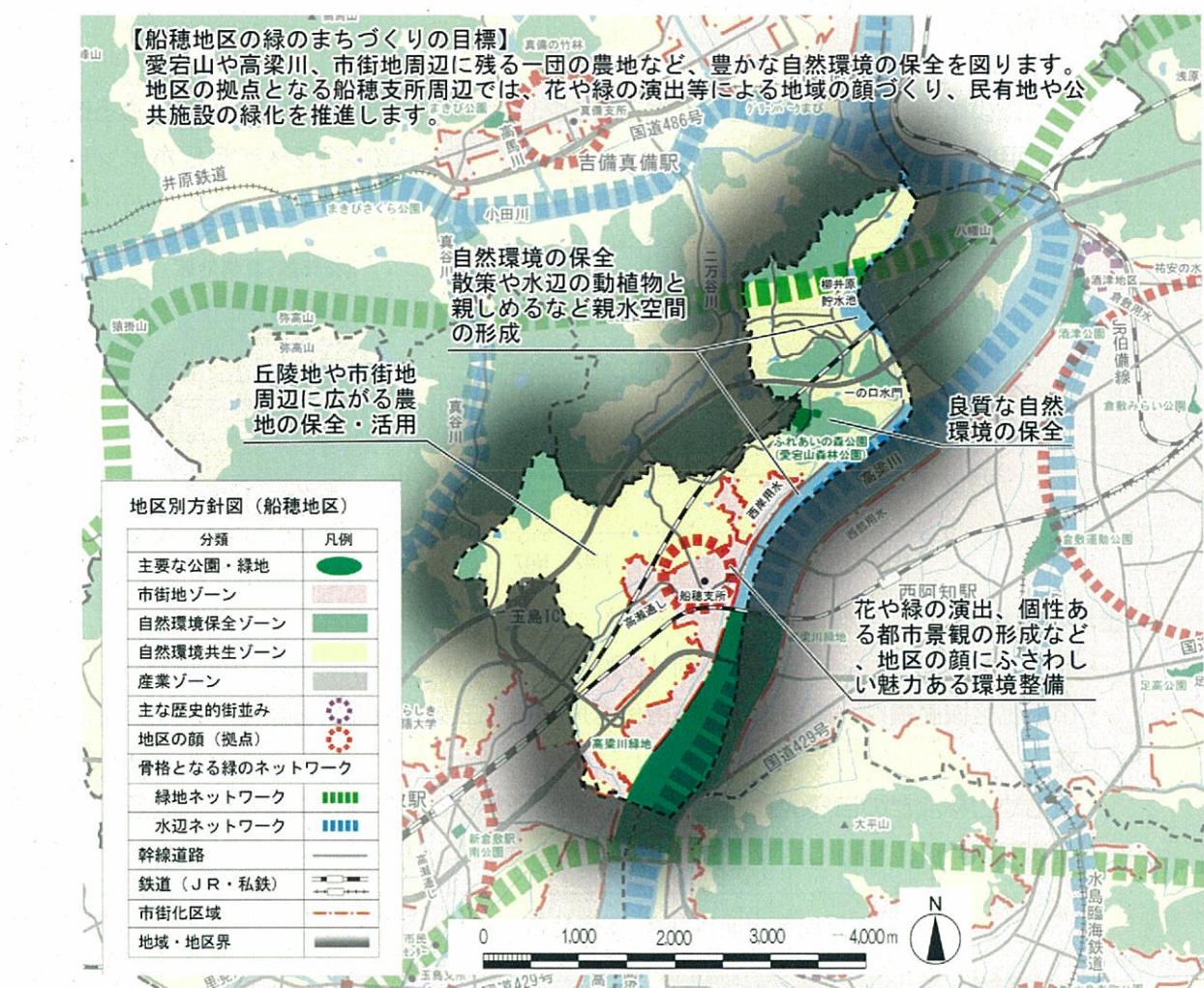
#### 1) 保全について

- ・愛宕山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川、柳井原貯水池などの自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・特色ある農産物の生産やワイナリー等による農業の六次産業化など先進的な農業の盛んな本地区は、農業施策と連携した農地の保全・活用を図ります。
- ・「祝神社のクスドイケ」などの天然記念物、地域のランドマークとなる樹木などは、貴重な緑として保全に努めます。

## 2) 創出について

- ・船穂支所周辺では、花や緑の演出により、個性ある都市景観を形成するとともに、地区的顔にふさわしい魅力ある環境整備を進めます。
- ・柳井原地区では、面的整備にあわせた地区計画の推進などにより、周辺の優れた自然環境・景観との調和を図り、緑とうるおいのある市街地を形成します。
- ・地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。

### ■方針図\_船穂地区



## 9. 真備地区

### (1) 真備地区の概況

#### 1) 自然的条件

市街地の南部と北部を取り巻く弥高山や高馬山などの丘陵地や竹林の里山、高梁川や小田川などの水辺、市街地周辺の農地などにより、うるおいのある生活環境が形成されています。

真備地区の丘陵地には、自然共生の場であるため池が数多く点在しており、真備美しい森は、レクリエーション、自然環境学習の場として利用されています。

また、丘陵地では、たけのこや桃、ぶどうなど、特色ある農産物の生産が行われています。

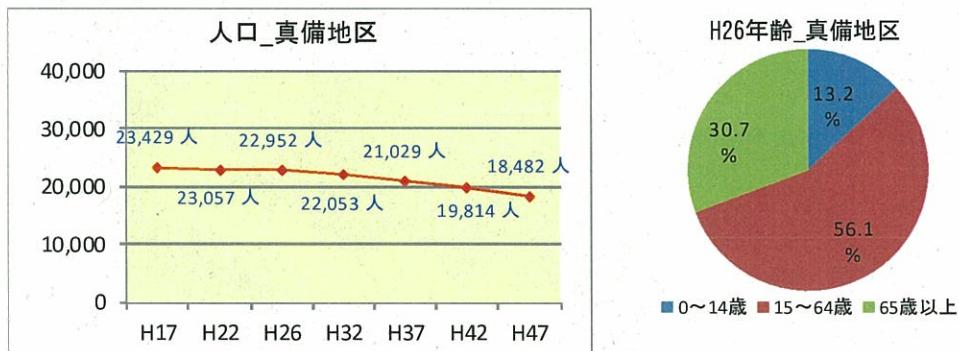
郷土の良質な自然を保護することを目的とした「岡山県自然保護条例」により、箭田郷土自然保護地域が指定されています。

#### 2) 社会的条件

##### ◇人口の推移

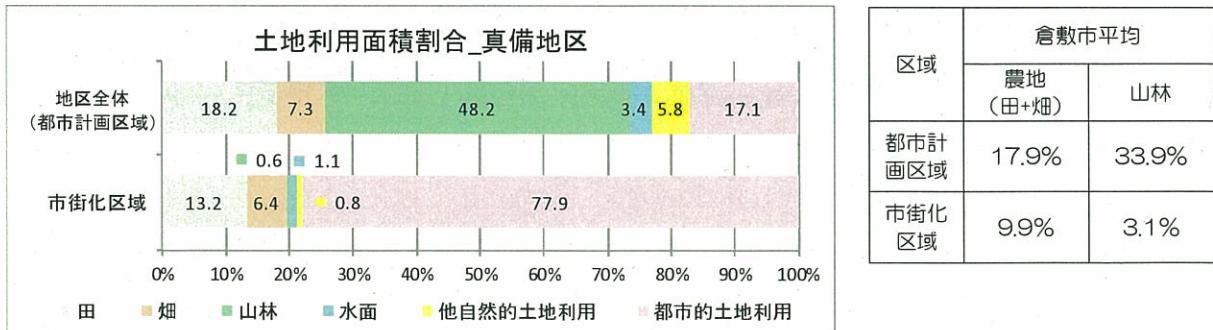
人口は減少傾向にあり、平成 26 年現在で 22,952 人、本市人口の 4.7% を占める地区です。

また、平成 26 年現在の高齢化率は 30.7% であり、市全体の 25.2% を 5.5 ポイント上回っています。



##### ◇土地利用状況

- ・真備地区的面積は、市域全体の約 12% となっています。
- ・市街化区域面積は、市域全体の市街化区域面積（工業専用地域を除く）の約 6% となっています。
- ・農地や山林などの自然的土地利用面積の割合をみると、市平均に比べ農地は多く、山林は地域全体では多く、市街化区域では少なくなっています。



### 3) 緑地・緑化の現況

- 平成26年度末時点の都市公園の整備状況は、地区全体では、市民一人当たり面積が9.61m<sup>2</sup>/人となっています。市街化区域では、市民一人当たり面積は0.62m<sup>2</sup>/人となっており、市街地での公園整備が少ないことが言えます。

区分	市街化区域			地域全体		
	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)	箇所	面積(ha)	一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	15	0.65	0.62	32	4.92	2.14
街区公園	15	0.65	0.62	30	1.97	0.86
近隣公園	-	-	-	2	2.95	1.29
地区公園	-	-	-	-	-	-
都市基幹公園	-	-	-	1	11.30	4.92
総合公園	-	-	-	1	11.30	4.92
運動公園	-	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	2	1.70	0.74
緑地等	-	-	-	2	4.14	1.80
広場公園	-	-	-	-	-	-
合計	15	0.65	0.62	37	22.06	9.61
人口		10,550人			22,952人	

(H27.3.31)

- 身近な公園である住区基幹公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっています。
- 最も身近な公園である街区公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が低くなっていますが、近隣公園の一人当たり面積は、全市平均と比べて整備水準が高くなっています。

■地域・地区における市民1人当たりの都市公園面積現況 (m<sup>2</sup>/人)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
住区基幹公園	1.59	3.94	5.20	3.88	1.95	1.36	1.86	2.14	2.88
街区公園	1.20	2.64	2.26	2.77	1.09	1.36	1.83	0.86	1.84
近隣公園	0.14	0.95	1.94	0.21	0.86			1.29	0.58
地区公園	0.25	0.36	1.01	0.90					0.45

## 真備地区の近隣公園・地区公園

近隣公園：グリーンパークまび、まきびさくら公園  
地区公園：なし

- 市街化区域で身近な都市公園等に歩いていける地域の割合は57.2%であり、他の地域・地区と比べ充足率が低くなっています。

■地域・地区における身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率) (%)

区分	倉敷地域	児島地域	玉島地域	水島地域	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区	市域全体
身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合(充足率)	77.70	77.70	66.40	86.10	59.70	74.20	36.80	57.20	75.90

※身近な都市公園等:街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園、子ども広場

※歩いていける地域:街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

- 市街地の公共施設などで、フラワーボックスを設置し、花いっぱい運動を展開しています。

## (2) 真備地区の緑のまちづくり

「倉敷市都市計画マスタープラン」では、真備地区のまちづくり方針は以下の通りです。

### **テーマ：豊かな自然と歴史・文化に包まれたまち・真備**

吉備の史跡などの多彩な歴史・文化的資源や、水と緑豊かな自然環境、そこから収穫される農作物など、自然や文化と調和した、快適な生活を送れるまちづくりをめざします。

#### **目標**

- ①鉄道・駅を活かした賑わいある地区拠点の形成
- ②自然・歴史・文化的資源を活かした特色ある交流環境づくり
- ③地域特性を活かした良好な定住環境づくり

本計画では、上記まちづくり方針、緑の将来像、地区の特性を踏まえ、「真備地区の緑のまちづくり」を進めます。

なお、緑のまちづくりに対する市民の意識向上や普及啓発を有効に進めるため、地区の代表的な緑を保全すること、地区拠点の緑化を推進することを目標に定めます。また、保全・創出についての特色ある取り組みを示します。

### **【真備地区の緑のまちづくりの目標】**

高尾山や小田川、竹林の里山や市街地周辺の一団の農地など、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

地区の拠点となる吉備真備駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進します。

### 1) 保全について

- ・弥高山や高馬山など市街地の背景や野生動植物の生息・生育地となる山並みの保全に努め、必要に応じて条例等に基づく保全区域の指定を検討します。
- ・高梁川や小田川の自然環境を保全するとともに、散策や水辺の動植物と親しめるなど親水空間の形成に努めます。
- ・地域特有の景観を醸し出している竹林や市街地の背景となる農地は、本地区の魅力の一つであり、都市にうるおいをもたらす貴重な緑として、農業施策と連携しながら保全・活用を図ります。
- ・「岡山県自然保護条例」により郷土自然保護地域に指定されている箭田地域では、郷土の良質な緑として自然環境の保護に努めます。
- ・真備美しい森では、レクリエーション、自然環境学習などの機能を充実し、自然に触れる場としての活用を図ります。
- ・古代吉備文化を継承する古墳群、吉備真備公ゆかりの地、西国街道の趣を残す旧川辺宿など多彩な歴史・文化資源と一体となった自然環境の保全に努めます。

## 2) 創出について

- 吉備真備駅、川辺宿駅周辺では、花や緑の演出により、個性ある都市景観を形成するとともに、地区の顔にふさわしい、魅力ある環境整備を進めます。
- 市街地では、市民協働によるフラワーボックス、花の植栽を継続し、魅力的な沿道景観を創出します。
- 地区内で整備水準のバランスを考慮しながら、住区基幹公園の整備を推進し、身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割合、及び1人当たり公園面積の向上を図ります。

### ■方針図\_真備地区

